

労働保険徴収法

ターゲット 5000 2018 年版

法1条 趣旨 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

**【条文】**

この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

ポイント 法1条 趣旨

[問題] この法律は、労働保険の事業の【①】を図るため、労働保険の保険関係の【②】、労働保険料の納付の手続、【③】等に関し必要な事項を定めるものとする。
①効率的な運営 ②成立及び消滅 ③労働保険事務組

[問題] 労災保険と雇用保険を「労働保険」と総称し、両保険に共通する事務処理を一括して行えるようにしたのが「労働保険徴収法」で、昭和47年4月から施行された。(○)

法2条1項 労働保険の定義 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

**【条文】**

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称である。

ポイント 法2条1項 労働保険の定義

[問題] この法律において【①】とは、労働者災害補償保険法による労働者災害補償 保険及び雇用保険法による雇用保険を総称する。

①労働保険

[問題] 労働保険とは、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の総称である。(○)

法2条2項 賃金 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	★★	—	★★	—	—	★★

★：択一式 (H7. 13. 14. 16. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通常以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。

ポイント

法2条2項 賃金

[問題] この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。(○)

[問題] 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、

【①】が定める。

①厚生労働大臣

[問題] 労働基準法による休業補償は、その額が平均賃金の60%を超えた額を含めて賃金に該当しない。(○)

[問題] 労働基準法による休業手当は賃金に該当する。(○)

[問題] 臨時に支払われる賃金、3カ月を超える期間ごとに支払われるものは、賃金に該当する。(○)

[問題] 労働協約等により支給が義務づけられている退職金、祝金、見舞金等は賃金に該当する。

(×) 賃金に該当しない。(労働基準法上は賃金に該当する。)

[問題] 労働基準法による休業補償は賃金に該当する。

(×) 該当しない。

[問題] 労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされる場合は、原則として、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入する。

(○)

[問題] 遡って昇給が決定し、個々人に対する昇給額が未決定のまま離職した場合において、事業主として支払義務が確定したものであれば、賃金として取り扱われる。(○)

[問題] 労働者が賃金締切日前に死亡したため支払われていない賃金に対する保険料は、徴収しない。

(×) 徴収する。

[問題] 労働者が賃金締切日前に死亡したため支払われていない賃金は、事業主としては支払義務が確定したものであり、当該賃金に対する保険料は、徴収される。(○)

[問題] 労働者の在職中の死亡保障を行うことを目的として事業主が労働者を被保険者として保険会社と生命保険等の契約をし、会社が当該保険の保険料を全額負担した場合の当該保険料は、賃金とは認められない。(○)

[問題] 住居の利益は、住居施設等が無償で供与される場合において、住居施設が供与されない者に対して、住居の利益を受ける者との均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支給されない場合は、当該住居の利益は賃金とならない。(○)

法 2 条 4 項 保険年度 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H) ☆：選択式 (H)

**【条文】**

この法律において「保険年度」とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。

ポイント**法 2 条 4 項 保険年度**

[問題] この法律において保険年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。
(○)

事業の種類 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

★：択一式 (H16) ☆：選択式 (一)

**【条文】**

(略)

ポイント

[問題] 強制適用事業とは、法律上の要件に該当すれば、事業主の意思に係わらず当然に保険関係が成立する事業をいう。(○)

[問題] 暫定任意適用事業とは、事業主の申請及び厚生労働大臣の認可により保険関係が成立する事業をいう。(○)

[問題] 有期事業とは、事業期間が予定されている事業であり、徴収法上では、建設の事業及び立木の伐採の事業の 2 つが該当する。(○)

[問題] 継続事業とは、事業の期間が予定されていない事業をいう。(○)

法 39 条 一元適用事業 二元適用事業 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	★	—	★	—	—	—

★：択一式 (H12. 13. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント**法 39 条 一元適用事業 二元適用事業**

[問題] 二元適用事業とは、労災保険に係る労働保険の保険関係及び雇用保険に係る労働保険の保険関係ごとに別個の事業とみなして労働保険徴収法を適用する事業をいう。

(○)

[問題] 二元適用事業は、下記の通りである。(○)

- ・ 都道府県及び市町村の行う事業
- ・ 都道府県及び市町村に準ずるものの行う事業
- ・ 港湾労働法所定の港湾運送の行為を行う事業
- ・ 農林水産の事業
- ・ 建設の事業

[問題] 国、都道府県及び市町村の行う事業その他厚生労働省令で定める事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなしてこの法律を適用する。

(×) 国の行う事業は、労災保険の適用除外であるため、二元適用事業ではない。

[問題] 国の行う事業（「国の直営事業」及び「労働基準法別表第 1 に掲げる事業を除く 官公署の事業」）については、二元適用事業とはならない。(○)

[問題] 労働保険徴収法は、労働保険の適用徴収の一元化を目的として制定されたものである。(○)

[問題] 上記ただし書きとして、都道府県及び市町村の行う事業については、労災保険と雇用保険とで適用労働者の範囲が異なるため、両保険ごとに別個の事業とみなして同法を適用することとしている。(○)

[問題] 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の港湾における港湾運送の行為を行う事業は、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして労働保険徴収法が適用される。(○)

[問題] 立木の伐採の事業は、労働保険徴収法において一元適用事業に該当する。
(×) 二元適用事業である。

[問題] 立木の伐採を含む農林水産の事業は、二元適用事業であり、労災保険と雇用保険の保険関係ごとに別個の事業とみなして労働保険徴収法が適用される。(○)

則1条 事務の所轄 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	★	—	—	—	—	★	

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

労働保険に関する事務（「労働保険関係事務」）は、官署支出官が行う還付金の還付に関する事務を除き、一定の区分に従い、都道府県労働局長並びに労働基準監督署長及び公共職業安定所長が行う。

ポイント 則1条 事務の所轄

[問題]

	【 ① 】が行う事務	【 ② 】が行う事務
一元適用事業	・労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していない事業に係るもの	・労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業に係るもの ・労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していない事業のうち、雇用保険に係る保険関係のみ成立している事業に係るもの
二元適用事業	【 ③ 】に係る保険関係が成立する事業に係るもの	【 ④ 】に係る保険関係が成立する事業に係るもの

●労働保険料等の徴収に関する事務は、所轄都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（所轄都道府県労働局歳入徴収官）が行う。

①労働基準監督署長 ②公共職業安定所長 ③労災保険 ④雇用保険

〔問題〕 労働保険料等の徴収に関する事務は、所轄都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（所轄都道府県労働局歳入徴収官）が行う。（○）

法 45 条 権限の委任（一）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）



【条文】

（略）

ポイント

法 45 条 権限の委任

〔問題〕 厚生労働大臣の権限の一部を都道府県労働局長に委任することができる事項は、下記の通りである。（○）

- ・請負事業の一部に係る下請負事業の分離に係る認可
- ・継続事業の一括に係わる認可及び指定事業の指定
- ・労働保険事務組合の認可
- ・暫定任意適用事業の適用及び取消しの認可

法 3 条・4 条 保険関係の成立

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	★	—	—

★：択一式（H8. 12. 15. 18. 19） ☆：選択式（－）



【条文】

（法 3 条） 労災保険法の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（「保険関係」）が成立する。

（法 4 条） 雇用保険法の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

ポイント

法 3 条・4 条 保険関係の成立

〔問題〕 労災保険の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。 (○)

〔問題〕 農業の事業で、労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が、使用労働者数の増加により労災保険法の適用事業に該当するに至った場合には、その日の翌日に、当該事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。

(×) その日に成立

〔問題〕 労災保険の適用事業又は雇用保険の適用事業に該当する事業については、当該事業に係る事業主が、労災保険又は雇用保険に係る労働保険の保険関係の成立を政府に届け出ることにより、労災保険又は雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立する。

(×) 法律上当然にその事業につき労働保険の保険関係が成立する。

〔問題〕 労働保険の保険関係は、適用事業の事業主が、その事業が開始された日から 10 日以内に保険関係成立届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによって成立する。

(×) 保険関係成立届の提出は、保険関係の成立要件ではないので誤り。

〔問題〕 暫定任意適用事業が強制適用事業に該当するに至った場合は、強制適用事業に該当するに至った日に保険関係が成立する。 (○)

法 4 条の 2 保険関係の成立の届出等 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	★★	—	—	—	★	—	★	★	★

★：択一式 (H12. 15. 16. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】

保険関係が成立した事業の事業主は、その**成立した日から 10 日以内**に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

ポイント**法 4 条の 2 保険関係の成立の届出等**

[問題] 労働保険の保険関係が成立している事業の法人事業主は、その代表取締役に変更があった場合には、その氏名について変更届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

(×) 代表取締役に異動があっても、その氏名についての変更届は不要。

[問題] 保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から【 ① 】日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、【 ② 】、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

①10 ②事業の種類

[問題] 労災保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から 10 日以内に、所定の事項を政府に届け出なければならない。(○)

[問題] 労働保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から 20 日以内に、保険関係成立届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

(×) 10 日以内

[問題] 建設の有期事業を行う事業主は、当該事業に係る労災保険の保険関係が成立した場合には、その成立した日の翌日から起算して 10 日以内に保険関係成立届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(○)

[問題] 労働保険の保険関係成立届は、一元適用事業であって労働保険事務組合に事務処理を委託する事業の場合には、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(×) 所轄労働基準監督署長ではなく、所轄公共職業安定所長に提出

[問題]

所轄労働基準監督署長	所轄公共職業安定所長
○一元適用事業であって【 ① 】に事務処理を委託しない事業（雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業を除く）	○一元適用事業であって【 ① 】に事務処理を委託する事業
○【 ② 】に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業	○一元適用事業であって【 ① 】に事務処理を委託しない事業のうち雇用保険に係る保険関係のみが成立する事業
	○【 ③ 】に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業

①労働保険事務組合 ②労災保険 ③雇用保険

[問題] 労災保険に係る労働保険の保険関係が成立しているすべての事業の事業主は、労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない。

(×) 労災保険関係成立票の掲示は、建設の事業限定

[問題] 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業の事業主は、労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない。(○)

[問題] 名称、所在地等変更届は、労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が、その氏名又は名称及び住所等の事項に変更があった場合に、その変更が生じた日の当日から起算して10日以内に所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

(×) 当日起算ではなく、翌日起算

[問題] 事業主は、あらかじめ代理人を選任した場合には、労働保険徴収法施行規則によって事業主が行わなければならない事項をその代理人に行わせることができる。(○)

[問題] 事業主は、代理人を選任したときは、所定の様式により、その旨を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。(○)

[問題] 事業主は、代理人を選任し、又は解任したときは、代理人選任・解任届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。(○)

整備法 5 条 暫定任意適用事業 労災保険 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	★	—	—	—	★★	—	★

★：択一式 (H7. 12. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

労災保険暫定任意適用事業の事業主については、その者が労災保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日に、その事業につき労災保険に係る保険関係が成立する。

ポイント

整備法 5 条 労災保険に係る保険関係の成立に関する経過措置

[問題] 労災保険暫定任意適用事業の事業主については、労災保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日に、労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。(○)

[問題] 労災保険の任意加入の申請について、労働者の過半数の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要がある。

(×) 労働者の同意は不要

[問題] 雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の 2 分の 1 以上が雇用保険の加入を希望するときは、雇用保険の加入の申請をしなければならない。(○)

[問題] 上記の規定に違反した事業主に対して、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が処せられる。(○)

[問題] 農業の事業で、労働者を常時 4 人使用する民間の個人事業主は、使用する労働者 2 名の同意があるときには、労災保険の任意加入の申請をしなければならない。

(×) 「労働者 2 名の同意」ではなく、「労働者 3 名の希望」である。

[問題] 農業の事業で、民間の個人事業主が労災保険の任意加入の申請を行った場合、所轄都道府県労働局長の認可があった日の翌日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。

(×) 「認可があった日の翌日に」ではなく、「認可があった日に」である。

[問題] 労災保険の保険関係が成立している事業がその使用する労働者の数の減少により労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、その事業につき労災保険の加入につき厚生労働大臣の認可があったものとみなされる。(○)

[問題] 労災保険の保険関係が成立している事業が、その使用する労働者の数の減少により労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときには、遅滞なく、任意加入申請書を所轄都道府県労働局長に提出し、その認可を受けなければならない。

(×) 任意加入申請書を提出することなく、保険関係が成立する。

[問題] 強制適用事業が、その使用する労働者の数の減少等により、暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、任意加入の認可があったものとみなされる。したがって、特段の手続きを経ずとも、保険関係が成立する。

(○) (擬制任意適用事業)

[問題] 農業の事業で、民間の個人事業主が労災保険の任意加入の申請を行うためには、任意加入申請書に労働者の同意を得たことを証明する書類を添付して、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(×) 労災保険の任意加入の申請について、労働者の同意は不要である。

法付則 2 条 暫定任意適用事業 雇用保険 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	★	—	—	—	★	★	★

★：択一式 (H8. 16.) ☆：選択式 (—)

**【条文】**

雇用保険暫定任意適用事業の事業主については、その者が雇用保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

ポイント**法付則 2 条 雇用保険に係る保険関係の成立に関する暫定措置**

〔問題〕雇用保険暫定任意適用事業の事業主については、その者が雇用保険の加入を申請し、【 ① 】の認可のあった日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

①厚生労働大臣

〔問題〕労働保険の保険関係が成立している暫定任意適用事業の事業主は、その保険関係の消滅の申請を行うことができるが、労災保険暫定任意適用事業と雇用保険暫定任意適用事業で、その申請要件に違いはない。(×) 相違はある。

〔問題〕雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の過半数が同意しなければ、任意加入をすることができない。

(×) 過半数ではなく、2分の1以上の同意

〔問題〕暫定任意適用事業の事業主は、労働者の2分の1以上が加入を希望したときは、事業主の意思にかかわらず、任意加入の申請義務が生じる。(○)

〔問題〕事業主は、労働者が希望したことを理由として労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。(○)

〔問題〕上記に違反した事業主に対して、【 ① 】カ月以下の懲役又は【 ② 】万円以下の罰金に処せられる。

①6 ②30

〔問題〕 強制適用事業に該当する事業が雇用保険暫定任意適用事業に該当するに至った場合、その日に任意加入の認可があったものとみなされる。（擬制的任意適用）

(×) その日の翌日

〔問題〕 任意加入申請書は、所轄公共職業安定所長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

(×) 厚生労働大臣ではなく、都道府県労働局長

〔問題〕 労災保険の適用事業が、使用労働者数の減少により、労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、その事業につき所轄都道府県労働局長による任意加入の認可があったものとみなされる。（○）擬制任意適用事業

〔問題〕 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の過半数が希望するときは、労災保険の任意加入の申請をしなければならない。（○）

〔問題〕 上記申請をしないときは、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる。（×）罰則規定はない。

則 77 条 労災保険関係成立票（★）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（H5. 12. 19） ☆：選択式（—）



【条文】

（略）

ポイント

則 77 条 労災保険関係成立票

〔問題〕 労災保険に係る保険関係が成立している建設の事業及び立木の伐採の事業に係る事業主は、労災保険関係成立表を見やすい場所に掲示しなければならない。

(×) 立木の伐採の事業は不要

法 5 条 保険関係の消滅 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	—	—	★	★	—	★

★：択一式 (H7. 11. 15. 18. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

ポイント **法 5 条 保険関係の消滅**

〔問題〕労働保険の保険関係が成立している事業の事業主は、当該事業を廃止したときは、当該事業に係る保険関係廃止届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

(×) 届け出は不要。「保険関係廃止届」という書類はない。ただし、保険料の清算のため「確定保険料申告書」を提出する必要はある。

〔問題〕上記の保険関係廃止届が受理された日の翌日に、当該事業に係る労働保険の保険関係が消滅する。

(×) 「保険関係廃止届」という書類はない。

〔問題〕保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。(○)

〔問題〕労災保険の保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。(○)

〔問題〕労働保険の保険関係が消滅した事業の事業主は、その消滅した事業が継続事業である場合にはその消滅した日から 30 日以内に所定の事項を政府に届け出なければならない。

(×) 50 日以内

〔問題〕労働保険の保険関係が消滅した事業の事業主は、その消滅した事業が有期事業である場合にはその消滅した日から 15 日以内に、所定の事項を政府に届け出なければならない。

(×) 50 日以内

[問題] 農業の事業で、労災保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業の事業主が当該事業を廃止した場合には、当該労災保険暫定任意適用事業に係る保険関係の消滅の申請をすることにより、所轄都道府県労働局長の認可があった日の翌日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が消滅する。

(×) 事業の廃止の場合、「保険関係の消滅の申請」は不要である。

[問題] 保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その日に消滅する。

(×) その翌日

[問題] 労災保険に係る保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業の事業主が、当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。(○)

[問題] 上記の場合、当該申請書には、当該事業に使用される労働者の過半数の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要がある。(○)

整備法 8 条 労災保険 暫定任意適用事業の保険関係の消滅 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	★	—	—	—	—	—	★

★：択一式 (H7. 8. 11) ☆：選択式 (—)



【条文】

労災保険に係る保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業の事業主については、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、**厚生労働大臣の認可があった日の翌日**に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

ポイント

整備法 8 条 労災保険 暫定任意適用事業の保険関係の消滅

[問題] 労災保険に係わる保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業の事業主については、その者が当該保険関係の消滅を申請し、【 ① 】の認可があった日の翌日にその事業について保険関係が消滅する。

①厚生労働大臣

[問題] 労災保険に係る保険関係の消滅の認可に係る申請は、下記のいずれにも該当する場合でなければ行うことはできない。

- (1) 当該事業に使用される労働者の【 ① 】
- (2) 当該保険関係が成立した後【 ② 】年を経過していること
- (3) 【 ③ 】の徴収に係る期間を経過していること

①過半数の同意 ②1 ③特別保険料

[問題] 労災保険に係る保険関係消滅申請書は、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。(○)

法附則 4 条 雇用保険法 暫定任意適用事業の保険関係の消滅 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H11) ☆：選択式 (—)



【条文】

雇用保険に係る保険関係が成立している雇用保険暫定任意適用事業の事業主については、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。



法附則 4 条 雇用保険法 暫定任意適用事業の保険関係の消滅

[問題] 雇用保険に係わる保険関係が成立している雇用保険暫定任意適用事業の事業主については、その者が当該保険関係の消滅を申請し、【 ① 】の認可があった日の翌日にその事業について保険関係が消滅する。

①厚生労働大臣

[問題] 雇用保険に係わる保険関係の消滅の認可に係る申請は、その事業に使用される労働者の【 ① 】以上の同意を得なければならない。

①4 分の 3

[問題] 雇用保険に係る保険関係消滅申請書は、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(×) 所轄公共職業安定所長を経由して所轄都道府県労働局長に提出

[問題] 暫定任意適用事業の保険関係の成立・消滅 (まとめ)

	労災保険	雇用保険
労働者の加入希望	【 ① 】が希望	【 ② 】以上が希望
事業主が加入希望	労働者の同意不要	労働者の【 ② 】以上の同意
労働者が消滅希望	申請の義務なし	
事業主が消滅希望	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の【 ① 】が希望 保険関係成立後 1 年が経過 特別保険料徴収期間の経過 	労働者の【 ③ 】以上の同意

①過半数 ②2 分の 1 ③4 分の 3

法7条 有期事業の一括 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	★	—	★★	★	★	—	—	★★	—

★：択一式 (H7. 8. 9. 10. 13. 15. 16. 17. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】



2以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

- (1) 事業主が同一人であること。
- (2) それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（「有期事業」）であること。
- (3) それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
- (4) それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行なわれること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること。

ポイント

法7条 有期事業の一括

[問題] 二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

- (1) 事業主が【 ① 】であること。
- (2) それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「【 ② 】」という。）であること。
- (3) それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
- (4) それぞれの事業が、他のいずれかの事業の【 ③ 】と同時に行なわれること。
- (5) それぞれの事業が【 ④ 】に掲げる事業の種類を同じくすること
- (6) それぞれの事業に係る労働保険料の納付を【 ⑤ 】（一括事務所）で取り扱われること
- (7) 機械装置の組立て又は据え付けの事業以外の事業であつては、それぞれの事業が、一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域内で行われること

①同一人 ②有期事業 ③全部又は一部 ④労災保険率表 ⑤1の事務所

[問題] 有期事業の一括の対象は、それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、建設の事業であり、又は土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業とされている。

(×) 建設の事業又は立木の伐採の事業

〔問題〕 有期事業の一括の要件としては、機械装置の組立て又は据付けの事業にあっては、それぞれの事業が、一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域（厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域を含む。）内で行われることが必要である。

(×) 機械装置の組立て又は据付けの事業にあっては、地域による制限がない。

〔問題〕 事業主が同一人である二以上の有期事業がそれぞれ他のいずれかの有期事業の全部又は一部と同時に行われ、かつ、それぞれの事業が厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、徴収法の適用については、その全部が一の事業とみなされる。(○)

〔問題〕 有期事業の一括の要件の中で、それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下とは、

当該事業についての概算保険料の相当する額が【 ① 】未満であり、かつ、

・立木の伐採の事業については、素材の見込み生産量が【 ② 】メートル未満

・建設の事業にあっては、請負金額（消費税等相当額を除く）が【 ③ 】未満であること

①160 万円 ②1,000 立方 ③1 億 8,000 万円

〔問題〕 同一の事業主が、一定規模以下の建設の事業や立木の伐採の事業を複数で行う場合、それぞれの雇用保険に係る保険関係を一つの事業として扱う。

(×) 雇用保険ではなく労災保険

〔問題〕 労働保険徴収法第 7 条（有期事業の一括）の規定の要件に該当する立木の伐採の事業の規模は、素材の見込生産量が 1,000 立方メートル未満で、かつ、概算保険料の額に相当する額が 160 万円未満のものである。(○)

〔問題〕 有期事業の一括とされた事業については、事業開始後の規模の変更等により有期事業の一括の要件に該当しなくなった場合でも、独立の有期事業として取り扱われない。

(○)

〔問題〕 有期事業の一括は法律上一定の要件に該当する場合には当然に行われるものであり、事業主からの申請、都道府県労働局長による承認は不要である。(○)

〔問題〕 労働保険徴収法第 7 条に定める有期事業の一括の要件を満たす事業は、事業主が一括有期事業開始届を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより有期事業の一括が行われる。

(×) 有期事業の一括は法律上一定の要件に該当する場合には当然に行われる。

〔問題〕 労働保険徴収法第 7 条の規定により一の事業とみなされる有期事業についての事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日の属する月の翌月末日までに、一括有期事業開始届を提出しなければならない。

(×) 翌月 10 日まで提出

〔問題〕 一括有期事業開始届は、一括有期事業についての事業主がそれぞれの事業を開始した場合に、その開始の日の属する月の末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(×) 翌月 10 日まで提出

〔問題〕 一括有期事業報告書は、前年度中又は保険関係が消滅した日までに終了又は廃止したそれぞれの一括された事業の明細を報告するものであり、確定保険料申告書の提出に加え、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。(○)

〔問題〕 一括有期事業にかかる事業主は、次の保険年度の【 ① 】から起算して 40 日以内又は保険関係が消滅した日から起算して【 ② 】日以内に、一括有期事業報告書を【 ③ 】に提出しなければならない。

①6 月 1 日 ②50 ③所轄都道府県労働局歳入徴収官

〔問題〕

報告書等	提出期限
一括有機事業開始届	事業開始月の【 ① 】
一括有期事業報告書	次の保険年度の 6 月 1 日から起算して【 ② 】日以内又は保険関係が消滅した日から起算して【 ③ 】日以内に

①翌月 10 日 ②40 ③50

法 8 条 請負事業の一括 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	—	★	—	★★	—	★ s	—

★：択一式 (H12. 13. 15. 16. 17. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行なわれる場合には、徴収法の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

ポイント

法 8 条 請負事業の一括

〔問題〕厚生労働省令で定める事業が【 ① 】によって行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、【 ② 】のみを当該事業の事業主とする。

①数次の請負 ②元請負人

〔問題〕下記にいずれの要件にも該当する場合、法律上当然に保険関係が一括される。

- (1) 数次の請負による【 ① 】であること
 (2) 【 ② 】に係わる保険関係が成立していること

①建設の事業 ②労災保険

〔問題〕徴収法上の適用に関しては、元請負人のみを当該事業の事業主とし、下請負人は事業主として扱われない。(○)

〔問題〕雇用保険に係わる保険関係に関しては、請負事業の一括の対象外のため、それぞれの事業ごとに徴収法が適用される。(○)

〔問題〕労災保険の保険関係が成立している建設の事業が数次の請負によって行われる場合には、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみをその事業の事業主としている。(○)

〔問題〕元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に関して、当該下請負人を事業主とする認可申請書を所轄都道府県労働局長に提出し、所轄都道府県労働局長の認可があったときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人が元請負人とみなされる。(○)

[問題] 立木の伐採の事業が数次の請負によって行われる場合には、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

(×) 立木の伐採の事業ではなく、建設の事業

[問題] 機械器具製造業の事業が数次の請負によって行われる場合には、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

(×) 機械器具製造業の事業ではなく、建設の事業

[問題] 建設の事業が数次の請負によって行われる場合において、労災保険の保険関係に関し当該事業を一の事業とすることについて元請負人の認可申請があり、厚生労働大臣の認可があったときは、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。

(×) 法律上当然に行われるので認可申請等は不要

[問題] 建設の事業が数次の請負によって行われる場合であって、雇用保険に係る保険関係については、元請負人のみが当該事業の事業主とされることなく、それぞれの事業ごとに労働保険徴収法が適用される。(○)

法 8 条 2 項 下請負事業の分離 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★	—	—	—	—	★	★★	—	—

★：択一式 (H9. 11. 13. 17. 18.) ☆：選択式 (—)

【条文】



- ① 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。
- ② ①に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に関して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があったときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして請負事業の規定を適用する。

ポイント

法 8 条 2 項 下請負事業の分離

〔問題〕 請負事業の一括が適用される場合において、下請負事業にかかる概算保険料の額が【 ① 】万円以上であるとき、又は、下請負事業にかかる請負金額が【 ② 】万円以上であるときは、元請負人及び下請負人が【 ③ 】で、保険関係が成立した日の翌日から 10 日以内に、「【 ④ 】」を所轄都道府県労働局長に提出し、厚生労働大臣の認可（所轄都道府県労働局長に委任）を受けたときは、下請負人が元請負人とみなされる。

①160 ②1 億 8,000 ③共同 ④下請負人を事業主とする認可申請書

〔問題〕 下請負事業の分離の認可にかかる申請は、元請負人及び下請負人が共同で申請しなければならない。 (○)

〔問題〕 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けるためには、当該下請負人の請負に係る事業が立木の伐採の事業である場合は、その事業の規模が、素材の見込生産量が千立方メートル未満、かつ、請負金額が 1 億 8,000 万円未満でなければならない。

(×) 立木の伐採の事業は、下請負事業の分離の対象外

[問題] 建設の事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けるためには、その事業の規模が、概算保険料を算定することとした場合における概算保険料の額に相当する額が 160 万円未満、かつ、請負金額が 1 億 8,000 万円未満でなければならない。

(×) 未満⇒以上 かつ⇒又は

[問題] 数次の請負によって行われる事業が一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる場合においても、下請負人の申請に基づき厚生労働大臣が適当と認めるときは、元請負人の諾否にかかわらず、当該下請負に係る事業については、当該下請負人が元請負人とみなされる。

(×) 元請負人及び下請負人が共同で申請することが要件

[問題] 下請負人をその請負事業の事業主とする認可を受けようとする元請負人及び下請負人は、やむを得ない理由がない限り、保険関係が成立した日の翌日から起算して 30 日以内に、下請負人を事業主とする認可申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(×) 10 日以内

法9条 継続事業の一括 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★★	—	★	—	—	★★	—	—	—

★：択一式 (H8. 11. 12. 13. 16. 17. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業主が同一人である2以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該2以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があったときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る2以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれかの事業に使用される労働者とみなす。

この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

ポイント

法9条 継続事業の一括

〔問題〕事業主が同一人である2以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該2以上の事業について成立している保険関係の【 ① 】を一の保険関係とすることにつき申請をし、

【 ② 】の認可があったときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る2以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち【 ② 】が指定するいずれかの事業に使用される労働者とみなす。

この場合においては、【 ② 】が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

①全部又は一部 ②厚生労働大臣

〔問題〕継続事業と有期事業を含む二以上の事業の事業主が同一人であり、かつ、厚生労働省令で定める規模以下の有期事業がいずれかの継続事業の全部又は一部と同時に行われる場合、事業主が当該有期事業の保険関係を当該継続事業の保険関係と一の保険関係とすることについて申請をすることができる。

(×) 継続事業の一括において、有期事業を含むことはできない。

[問題] 継続事業の一括の認可については、労災保険率表による事業の種類を同じくすることがその要件とされているが、雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業の場合は、労災保険率表による事業の種類を同じくする必要はない。

(×) 雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業の場合も、労災保険率表による事業の種類を同じくする必要がある。

[問題] 継続事業の一括に関する厚生労働大臣の認可の要件の一つとして、「それぞれの事業が、事業の種類を同じくすること。」が挙げられているが、雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業については、この要件を必要としない。

(×) この要件を必要とする。

[問題] 雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業の場合も、労災保険率表による事業の種類を同じくする必要がある。(○)

[問題] 継続事業の一括の認可を受けようとする事業主は、継続事業一括申請書を指定事業として指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。(○)

[問題] 継続事業の一括の申請は、一元適用事業の場合は、それぞれの保険に係る保険関係ごとに個別に所轄都道府県労働局長に対して行わなければならない。

(×) それぞれの保険に係る保険関係ごとに個別に申請する必要はない。

[問題] 継続事業の一括の認可を受けようとする事業主は、継続事業一括申請書を、指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(○)

[問題] 継続事業の一括の認可があったときは、当該二以上の事業に使用されるすべての労働者が指定事業に使用される労働者とみなされ、指定事業以外の事業の保険関係は消滅する。(○)

[問題] 継続事業の一括があったときは、指定事業以外の事業の保険関係は消滅し、この場合、労働保険料の確定精算の手続が必要である。(○)

[問題] 継続事業の一括に関する厚生労働大臣の認可があったときは、労働保険徴収法の規定の適用については、当該認可にかかる二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなされる。(○)

法 10 条 労働保険料の種類 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H19) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。
- ② ①の規定により徴収する保険料（「労働保険料」）は、次のとおりとする。
 - (1) 一般保険料
 - (2) 第一種特別加入保険料
 - (3) 第二種特別加入保険料
 - (4) 第三種特別加入保険料
 - (5) 印紙保険料
 - (6) 特例納付保険料

ポイント

法 10 条 労働保険料の種類

[問題] 労働保険料の種類は、次のとおり 6 種類である。(○)

「一般保険料」「第一種特別加入保険料」「第二種特別加入保険料」「第三種特別加入保険料」「印紙保険料」「特例納付保険料」

[問題] 印紙保険料は、日雇労働被保険者について、一般保険料に上乗せして徴収する保険料である。(○)

[問題] 特例納付保険料とは、雇用保険の遡及適用期間が延長される特例対象者に係る保険料である。(○)

〔問題〕 「一般保険料」「第一種特別加入保険料」「第二種特別加入保険料」「第三種特別加入保険料」「印紙保険料」「特例納付保険料」に関しては、すべて定率制で保険料を徴収する。

(×) 印紙保険料は、定額制である。

法 11 条 1 項 一般保険料の額 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H) ☆：選択式 (—)



【条文】

一般保険料の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率（「一般保険料率」）を乗じて得た額とする。

ポイント

法 11 条 1 項 一般保険料の額

〔問題〕 一般保険料の額は、【 ① 】に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

① 賃金総額

法 11 条 2 項 賃金総額 (原則) (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H8.16) ☆：選択式 (—)



【条文】

賃金総額とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

ポイント

法 11 条 2 項 賃金総額 (原則)

〔問題〕 賃金総額とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。(○)

[問題] 日雇労働被保険者に支払う賃金は一般保険料の算定の基礎となる賃金総額に含めない。

(×) 賃金総額に含める。

法 11 条 3 項 賃金総額 (特例) ★

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	★	—	—	—

★ : 択一式 (H7. 8. 12. 13. 16. 17) ☆ : 選択式 (—)



【条文】

(略)



[問題] 労災保険に係わる保険関係が成立している事業のうち下記に掲げる事業であって、賃金総額を【 ① 】なものについては、下記の区分に応じて算定した額を賃金総額とする。

事業の種類	賃金総額
(1) 請負による建設の事業	【 ② 】 × 労務費率
(2) 立木の伐採の事業	【 ③ 】 が定める素材 1 立方mを生産するために必要な 【 ④ 】 × 生産するすべての素材の材積
(3) 林業の事業 ((2)を除く)	【 ⑤ 】 が定める平均賃金に相当する額 × 労働者の使用 期間の【 ⑥ 】
(4) 水産動植物の採捕又は 養殖の事業	

① 正確に算定することが困難 ② 請負金額 ③ 所轄都道府県労働局長

④ 労務費の額 ⑤ 厚生労働大臣 ⑥ 総日数

[問題] 請負による建設の事業であって、賃金総額を正確に算定できる場合であっても、賃金総額の特例が適用される。

(×) 賃金総額を正確に算定できる場合であれば、賃金総額を使用する。

[問題] 請負による建設の事業に係る請負契約上の請負代金には、消費税相当額を含んだ代金とする。

(×) 消費税相当額を除いて算定する。

[問題] 請負代金は、事業主が注文者等から工所用資材の支給・機械等の貸与を受けた場合は、その価額、損料に相当する額を請負代金に加算して算定する。(○)

[問題] 請負代金に関して、機械装置の組立て又は据付けの事業の場合も同様に、機械装置の支給を受けた場合、その価額に相当する額を請負代金に加算する。

(×) 機械装置の組立て又は据付けの事業の場合は、その価額に相当する額を請負代金に加算しない。

[問題] 請負代金に機械装置の価額が含まれている場合は、その価額相当額を請負代金から控除する。(○)

法 12 条 2 項 労災保険率 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	—	★★	—	★	—	—	—

★：択一式 (H14. 16. 17. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去 3 年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

ポイント

[問題] 労災保険率は、労災保険法の規定による【 ① 】及び社会復帰促進等事業に要する【 ② 】に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去【 ③ 】年間の業務災害及び通勤災害に係る【 ④ 】並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して【 ⑤ 】が定める。

①保険給付 ②費用の予想額 ③3 ④災害率 ⑤厚生労働大臣

〔問題〕 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び【 ① 】に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る【 ② 】を保つことができるものでなければならないものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の【 ③ 】及び【 ④ 】に係る災害率並びに【 ⑤ 】に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

①社会復帰促進等事業 ②財政の均衡 ③業務災害 ④通勤災害
⑤二次健康診断等給付

〔問題〕 労災保険率は、現在、事業の種類【 ① 】区分ごとに、最高【 ② 】～最低【 ③ 】までの間において定められている。

①54 ②1,000分の88 ③1,000分の2.5

〔問題〕 労災保険率が最高の1,000分の88の事業の種類は、水力発電施設、ずい道等新設事業である。

(×) 金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業

〔問題〕 水力発電施設、ずい道等新設事業の労災保険率は、1,000分の79である。(○)

〔問題〕 その他の各種事業の労災保険率は、1,000分の2.5である。

(×) 1,000分の3

〔問題〕 最低の労災保険率（1,000分の2.5）の事業の種類は、下記の通りである。(○)

- ・計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）
- ・通信業、放送業、新聞業又は出版業
- ・金融業、保険業又は不動産業

〔問題〕 事業主が同一であって、場所的に独立した運営が行われ業種が異なる2以上の部門についての労災保険率は、それぞれの事業の種類に応じて決定される。(○)

法 12 条 4 項 雇用保険率 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H9) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 12 条 4 項 雇用保険率

【問題】雇用保険率は、原則として、1,000 分の 15.5 とする。ただし、農林水産の事業又は清酒製造業の事業は、1,000 分の 17.5、建設の事業は 18.5 とする。(○)

【問題】ただし、平成 28 年度においては、失業等給付に係る雇用保険率の【 ① 】の規定及び雇用安定事業等に係る雇用保険率の【 ① 】の規定が適用されるため、実際の雇用保険率は、下記の通りとする。

	一般の事業	農林水産の事業 清酒製造の事業	建設の事業
原則	1,000 分の 15.5	1,000 分の 17.5	1,000 分の 18.5
平成 28 年度	【 ② 】	【 ③ 】	【 ④ 】

①弾力的変更 ②1,000 分の 11 ③1,000 分の 13 ④1,000 分の 14

【問題】農林水産業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する下記の事業について、一般の事業と同率とする。(1,000 分の 11) (○)

- ・牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業
- ・園芸サービスの事業
- ・内水面養殖の事業等

【問題】(失業等給付に係る雇用保険率の弾力的変更)

厚生労働大臣は、毎会計年度において、労働保険特別会計の【 ① 】の積立金を基に算定した額が、失業等給付額等の【 ② 】倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、【 ③ 】の意見を聴いて、【 ④ 】年以内の期間を定め、一定の範囲内において変更することができる。

①雇用勘定 ②2 ③労働政策審議会 ④1

〔問題〕（雇用安定事業等に係る雇用保険率の弾力的変更）

厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と二事業に要する費用に充てられた額との差額を雇用安定資金に加減した額が、二事業費充当徴収保険料額の【 ① 】倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から1,000分の【 ② 】の率を控除した率に変更するものとする。

①1.5 ②0.5

法 11 条の 2 免除対象高年齢労働者 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★	★★	—	★★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H10. 12. 16) ☆：選択式 (—)

【条文】



政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に高年齢労働者を使用する場合には、その事業に係る一般保険料の額を、賃金総額に一般保険料率を乗じて得た額から、事業主がその事業に使用する高年齢労働者に支払う賃金の総額（「高年齢者賃金総額」）に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができる。

ポイント

〔問題〕政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に【 ① 】を使用する場合には、その事業に係る一般保険料の額を、【 ② 】に一般保険料率乗じて得た額から、事業主がその事業に使用する【 ① 】に支払う賃金の総額（「高年齢者賃金総額」）に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができる。

①高年齢労働者 ②賃金総額

〔問題〕高年齢労働者が在職する場合の一般保険料の計算式

一般保険料の額＝

（【 ① 】×労災保険率）＋ {（【 ① 】－高年齢者賃金総額）×雇用保険率}

①賃金総額

[問題] 高年齢労働者とは、保険年度の初日に（4月1日）において64歳以上の労働者をいう。（○ 免除対象高年齢労働者）

[問題] 二元適用事業以外の事業で、雇用保険法の適用を受けない者又は免除対象高年齢労働者を使用するものについては、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして一般保険料の額を算定する。（○）

[問題] 高年齢労働者の雇用保険に係る保険料は、被保険者負担分のみ免除される。
 (×) 事業主負担分及び被保険者負担分ともに免除される。

法 13、14、14 条の 2 特別加入保険料 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H11. 12) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 13、14、14 条の 2 特別加入保険料

[問題]

種類	内容
第1種特別加入保険料	労災保険に係る【 ① 】の特別加入者に係る保険料
第2種特別加入保険料	労災保険に係る【 ② 】の特別加入者に係る保険料
第3種特別加入保険料	労災保険に係る【 ③ 】の特別加入者に係る保険料

①中小事業主等 ②一人親方等 ③海外派遣者

[問題] 特別加入者の保険給付の額の基礎となる給付基礎日額は、厚生労働大臣があらかじめ定めた給付基礎日額から、事業内容等に応じて都道府県労働局長が決定する。

(×) 特別加入者本人の希望に応じて都道府県労働局長が決定する。

[問題] 特別加入者の給付基礎日額は、原則 3,500 円から 25,000 円の 16 区分の範囲で、特別加入者本人の希望に応じて都道府県労働局長が決定する。（○）

[問題] 家内労働者等である特別加入者に関しては、上記の区分にさらに、2,000 円、2,500 円、3,000 円が加わる。（○）

[問題] 保険料算定基礎額は、特別加入者本人の希望に応じて都道府県労働局長が決定した給付基礎日額に 365 を乗じて算定した金額とする。(○)

[問題] 特別加入者の保険料の額（特別加入保険料額）の計算式は、下記の通りとする。(○)

特別加入保険料額＝保険料算定基礎額の総額×特別加入保険料率

[問題] 年度の途中で新たに、特別加入者となった者又は該当しなくなった者の特別加入保険料算定基礎額は、次の通りとする。(○)

保険料算定基礎額＝給付基礎日額×365／12×加入期間の月数

[問題] 上記、給付基礎日額×365／12 で計算した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円に切り上げ、保険料算定基礎額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。(○)

[問題] 保険年度の中途に新たに特別加入者となった者については、当該特別加入申請に係る承認日の属する月を、また、保険年度の中途に特別加入者に該当しなくなった者については当該特別加入に係る特別加入者たる地位の消滅日の前日の属する月を、それぞれ端数処理（1 月未満の端数を切り上げ）する。(○)

法 13 条 第 1 種特別加入保険料 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H15) ☆：選択式 (—)



【条文】

第 1 種特別加入保険料の額は、中小事業主等の特別加入により保険給付を受けることができることとされた者（「第 1 種特別加入者」）について、その給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額にこれらの者に係る事業についての労災保険率と同一の率から労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去 3 年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率（「第 1 種特別加入保険料率」）を乗じて得た額とする。

ポイント

法 13 条 第 1 種特別加入保険料

[問題] 第 1 種特別加入保険料の額は、中小事業主等の特別加入により保険給付を受けることができることとされた者（【 ① 】）について、給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額にこれらの者に係る事業についての労災保険率と【 ② 】から労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去【 ③ 】年間の【 ④ 】に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率（以下「第 1 種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

①第 1 種特別加入者 ②同一の率 ③3 ④二次健康診断等給付

[問題] 現行の厚生労働大臣の定める率は、零であり、中小事業主等に係る事業に適用される労災保険率と同一の率である。(○)

法 14 条 第 2 種特別加入保険料 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H15.16) ☆：選択式 (—)



【条文】

第 2 種特別加入保険料の額は、一人親方等の特別加入により労災保険の適用を受けることができることとされた者（「第 2 種特別加入者」）について給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に一人親方等の行う事業と同種若しくは類似又は特定作業従事者従事する作業と同種もしくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率（一人親方等のうち厚生労働省令で定める者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率）、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（「第 2 種特別加入保険料率」）を乗じて得た額とする。

ポイント

法 14 条 第 2 種特別加入保険料

〔問題〕第 2 種特別加入保険料の額は、一人親方等の特別加入より労災保険の適用を受けることができることとされた者（【 ① 】）について給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に一人親方等の行う事業と同種若しくは類似の事業又は特定作業従事者の従事する作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る【 ② 】（一人親方等のうち厚生労働省令で定める者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率）、【 ③ 】として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第 2 種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

①第 2 種特別加入者 ②災害率 ③社会復帰促進等事業

〔問題〕第 2 種特別加入保険料率及び第 3 種特別加入保険料率の決定に際して、二次健康診断等給付は考慮されない。（○）

〔問題〕第 2 種特別加入保険料率は、最高が林業の 1,000 分の 52、最低が指定農業機械作業従事者等の 1,000 分の 3 の 18 種類である。（○）

法 14 条の 2 第 3 種特別加入保険料 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H15) ☆：選択式 (—)



【条文】

第 3 種特別加入保険料の額は、海外派遣者の特別加入により保険給付を受けることができることとされた者（「第 3 種特別加入者」）について、給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に海外派遣者が従事している事業と同種又は類似の徴収法の施行地内で行われている事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（「第三種特別加入保険料率」）を乗じて得た額とする。

ポイント

法 14 条の 2 第 3 種特別加入保険料

[問題] 第 3 種特別加入保険料の額は、海外派遣者の特別加入により保険給付を受けることができる者（【 ① 】）について、給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に海外派遣者が従事している事業と同種又は類似の徴収法の施行地内で行われている事業についての【 ② 】及び【 ③ 】に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第 3 種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

①第 3 種特別加入者 ②業務災害 ③通勤災害

[問題] 第 3 種特別加入保険料率は、事業の種類や派遣先等に係わらず一律、【 ① 】とする。

①1,000 分の 3

法 15 条 1 項 継続事業に係る概算保険料の納付 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★	★	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H11. 12. 13. 17. 18. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業主は、保険年度ごとに、労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の **6 月 1 日から 40 日以内** (保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日から **50 日以内**) に納付しなければならない。

ポイント

法 15 条 1 項 継続事業に係る概算保険料の納付

〔問題〕 事業主は、保険年度ごとに、所定の労働保険料を、その労働保険料の額等を記載した申告書に添えて、その保険年度の【 ① 】以内 (保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日から【 ② 】日以内) に納付しなければならない。

① 6 月 1 日から 40 日 ② 50

〔問題〕 継続事業に係る概算保険料の額は、下記の通りとする。(○)
 一般保険料の額 = 賃金総額の見込額 × 一般保険料率

〔問題〕 概算保険料の額は、その保険年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定をし、その見込額に 1,000 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

(×) その端数は切捨てる。

〔問題〕 賃金総額の見込額の特例として、賃金総額の見込額が、直前の保険年度の保険料算定基礎額の【 ① 】以上【 ② 】以下である場合にあっては、直前の保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した額とする。

① 100 分の 50 ② 100 分の 200

[問題] 継続事業の概算保険料の申告・納付手続は、保険年度ごとに、当該保険年度に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額に当該事業についての保険料率を乗じて算定した労働保険料を、概算保険料申告書に添えて、その保険年度の6月1日から20日以内に、納付することとなる。

(×) 40日以内

[問題] 事業主は、保険年度の中途に労働保険の保険関係が成立した継続事業についてはその保険関係が成立した日から20日以内に、それ以外の継続事業については保険年度ごとにその保険年度の6月1日から40日以内に、概算保険料を納付しなければならない。

(×) 中途に労働保険の保険関係が成立した継続事業についてはその保険関係が成立した日から50日以内

[問題] 有期事業の一括とされた事業においては、概算保険料の申告・納付の期限は、継続事業（保険年度の中途に保険関係が成立した事業及び特別加入の承認があった事業を除く。）と同様に、保険年度の6月1日を起算日として40日以内とされている。（○）

[問題] 概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書は、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。（○）

[問題] 上記申告書の提出は、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）、年金事務所又は労働基準監督署を経由して行うことができる。（○）

[問題] 事業主は、労働保険料を日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。以下同じ。）に納付することができるが、概算保険料申告書及び確定保険料申告書を日本銀行を経由して所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することはできない。

(×) 提出することができる。

法 15 条 2 項 有期事業に係る概算保険料の納付 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	★★	—	—

★：択一式 (H10. 19) ☆：選択式 (—)

**【条文】**

有期事業については、その事業主は、労働保険料を、その保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、保険関係が成立した日から **20 日以内** に納付しなければならない。

ポイント

法 15 条 2 項 有期事業に係る概算保険料の納付

[問題] 有期事業の概算保険料の額は、その事業の全期間に使用するすべての労働者に係る賃金総額（その額に【 ① 】円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の見込額に、当該事業についての【 ② 】を乗じて算定した額となる。

①1,000 ②一般保険料率

[問題] 有期事業については、その事業主は、概算保険料を、保険関係が成立した日から 20 日以内（翌日起算）に納付しなければならない。（○）

[問題] 建設の有期事業を行う事業主は、当該事業に係る労災保険の保険関係が成立した場合には、その成立した日の翌日から起算して 20 日以内に、概算保険料を概算保険料申告書に添えて、申告・納付しなければならない。（○）

[問題] 複数年にわたる建設の有期事業の事業主が納付すべき概算保険料の額は、その事業の当該保険関係に係る全期間に使用するすべての労働者に係る賃金総額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の見込額に、当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した額となる。（○）

法 15 条 3 項 概算保険料の認定決定 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	—	—		★	—	—	—	★

★：択一式 (H9. 16. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



政府は、事業主が概算保険料の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

ポイント

法 15 条 3 項 概算保険料の認定決定

[問題] 政府は、事業主が概算保険料申告書を所定の期限までに提出しないとき、又は概算保険料申告書の記載に誤りがあると認めるときは、当該労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとなる。(○)

[問題] 事業主は、上記の通知を受けた日から 30 日以内に納付書により納付しなければならない。

(×) 15 日以内

[問題] 事業主は、上記の通知を受けた日から 15 日以内に納入告知書により納付しなければならない。

(×) 納付書

[問題] 事業主が、所定の期限までに概算保険料申告書を提出しなかったことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官より納付すべき労働保険料の額の通知を受けたときは、当該事業主は、通知された労働保険料の額及び当該保険料の額に 100 分の 10 を乗じて得た額の追徴金を納付しなければならない。

(×) 概算保険料については、追徴金は徴収されない。

[問題] 政府は、事業主が認定決定にかかる確定保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる）に 100 分の 10 を乗じて得た額の追徴金を徴収する。(○)

[問題] 増加概算保険料についても同様に、認定決定が行われる。

(×) 増加概算保険料については、認定決定規定はない。

法 16 条 増加概算保険料 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	★★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H8. 11. 14. 16. 19) ☆：選択式 (—)

**【条文】**

事業主は、賃金総額の見込額又は保険料算定基礎額の総額の見込額が増加した場合において厚生労働省令で定める要件に該当するときは、その日から **30 日以内**に、増加後の見込額に基づく労働保険料の額と納付した労働保険料の額との差額を、その額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならない。

ポイント**法 16 条 増加概算保険料**

[問題] 増加概算保険料の納付要件は、増加後の保険料算定基礎額の見込額が増加前の保険料算定基礎額の見込額の【 ① 】を超え、かつ、増加後の保険料算定基礎額の見込額に基づき算定した概算保険料の額と既に納付した概算保険料の額との差額が【 ② 】万円以上であることが必要である。

①100 分の 200 ②13

[問題] 継続事業における事業主は、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額が一定以上に増加した場合等増加概算保険料の納付の要件に該当した日から 30 日以内に増加概算保険料の申告・納付を行わなければならない。(○)

[問題] 事業主は、保険料算定基礎額の見込額が減少した場合において、一定の要件の場合、差額について還付の請求をすることができる。

(×) 減少にかかる還付の規定はない。

[問題] 有期事業の事業主は、労働者数の増加等により、概算保険料の算定に用いる賃金総額の見込額が、既に納付した概算保険料の算定基礎とした賃金総額の見込額に比べて増加することとなり、増加概算保険料の納付の要件に該当するに至った場合は、当該賃金総額の増加が見込まれた日から 30 日以内に増加概算保険料の申告・納付を行わなければならない。(○)

[問題] 労災保険又は雇用保険のいずれか一方のみの保険関係が成立していた事業が、両保険に係る保険関係が成立する事業に該当したため、一般保険料率を変更した場合においては、増加概算保険料の規定が準用される。(○)

法 17 条 1 項 概算保険料の追加徴収 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H9. 10. 15. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

政府は、一般保険料率、第 1 種特別加入保険料率、第 2 種特別加入保険料率又は第 3 種特別加入保険料率の引上げを行ったときは、労働保険料を追加徴収する。

ポイント**法 17 条 1 項 概算保険料の追加徴収**

〔問題〕政府は、一般保険料率、第一種特別加入保険料率、第二種特別加入保険料率又は第三種特別加入保険料率の引上げを行ったときは、労働保険料を追加徴収する。(○)

〔問題〕政府は、前項の規定により労働保険料を追加徴収する場合には、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき労働保険料の額を通知しなければならない。(○)

法 18 条 概算保険料の延納 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★★	—		—	—	★	—	★

★：択一式 (H7. 10. 11. 13. 14. 16. 18. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント**法 18 条 概算保険料の延納**

〔問題〕継続事業の延納の要件は

(1) 納付すべき概算保険料の額が【 ① 】万円 (労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については、【 ② 】万円) 以上のもの、又は、労働保険事務の処理が【 ③ 】に委託されているもの

(2) 当該保険年度において【 ④ 】までに保険関係が成立したものであること

①40 ②20 ③労働保険事務組合 ④9月30日

[問題] 概算保険料 17 万円を 3 期に分けて納付する場合、第 1 期及び第 2 期の納付額は各 56,667 円、第 3 期の納付額は 56,666 円である。

(×) 第 1 期の納付額は 56,668 円、第 2 期及び第 3 期の納付額は各 56,666 円

[問題] 1 円未満の端数は、最初の期分に加算する。(○)

[問題] 継続事業（一括有期事業を含む。）の概算保険料については、平成 29 年 10 月 1 日に保険関係が成立したときは、その延納はできないので、平成 29 年 11 月 20 日までに当該概算保険料を納付しなければならない。

(○) 10 月 1 日以降に保険関係が成立したときは、延納不可。

[問題] 労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されている事業についての事業主は、納付すべき概算保険料の額が 20 万円（労災保険に係る保険関係又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については、10 万円）以上（当該保険年度において 10 月 1 日以降に保険関係が成立したものを除く。）となる場合、その概算保険料を延納することができる。

(×) 労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されている事業に関しては、概算保険料の額を問わない。

[問題] 所定の要件を満たす継続事業の事業主については、延納の申請をした場合には、第 1 期から第 4 期までの各期に分けて概算保険料を納付することができる。

(×) 4 期までではなく、第 3 期まで

[問題] 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している継続事業の事業主が、概算保険料の延納の申請をし、当該概算保険料を 3 期に分けて納付する場合には、各期分の概算保険料の納期限は、最初の期分は 7 月 14 日、第 2 の期分は 11 月 14 日、第 3 の期分は翌年 2 月 14 日となる。

(×) 7 月 14 日ではなく 7 月 10 日

[問題] 継続事業の延納

	延納に係る期間	納期限	労働保険事務組合に委託
第 1 期	4 月 1 日～7 月 31 日	【 ① 】	【 ④ 】
第 2 期	8 月 1 日～11 月 30 日	【 ② 】	11 月 14 日
第 3 期	12 月 1 日～翌年 3 月 31 日	翌年【 ③ 】	翌年 2 月 14 日

①7 月 10 日 ②10 月 31 日 ③1 月 31 日 ④7 月 10 日

〔問題〕 10月1日以降に保険関係が成立した継続事業に関しては、当該年度においては延納することはできない。(○)

〔問題〕 概算保険料について延納が認められ、前保険年度より保険関係が引き続く継続事業（一括有期事業を除く。）の事業主の4月1日から7月31日までの期分の概算保険料の納期限は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合であっても、7月10日とされている。

(×) 一括有期事業を含む。

〔問題〕 労災保険に係る労働保険の保険関係及び雇用保険に係る労働保険の保険関係が保険年度の当初に共に成立している継続事業であって、納付すべき概算保険料の額が40万円以上のものに限り、概算保険料の延納の申請をした場合には、その概算保険料を所定の各期に分けて納付することができる。

(×) 労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託されている場合も延納が可能

〔問題〕 納付すべき概算保険料の額が40万円以上である継続事業において、保険関係が6月8日に成立した場合は、その成立の日から7月31日までを最初の期として、当該納付すべき保険料の延納をすることができる。

(×) 7月31日までではなく、11月30日まで

〔問題〕 6月1日から9月30日までに保険関係が成立した場合の延納

	延納に係る期間	納付期限
第1期	成立の日から【 ① 】まで	成立の日の翌日から起算して【 ② 】以内
第2期	12月1日から翌年3月31日まで	翌年【 ③ 】

①11月30日 ②50 ③1月31日

〔問題〕 6月1日に労働保険に係る保険関係が成立した事業（当該事業に係る労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されているものを除く。）について、その納付すべき概算保険料が40万円以上である場合、事業主は、概算保険料申告書の提出の際に、延納申請をすることにより、当該保険料を10月31日までと、翌年1月31日までとの2回に分割して納付することができる。

(×) 10月31日までではなく、7月21日まで（成立の日の翌日から起算して50日以内）

則 28 条 有期事業に係る概算保険料の延納 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	★	—	—	★	—	★

★：択一式 (H7. 10. 14. 17. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

則 28 条 有期事業に係る概算保険料の延納

〔問題〕 延納できる要件を満たす有期事業（一括有期事業を除く。）の概算保険料は、平成 29 年 6 月 15 日に事業を開始し、翌年の 6 月 5 日に事業を終了する予定の場合、3 期に分けて納付することができ、その場合の第 1 期の納期限は平成 29 年 7 月 5 日となる。

○ 最初の期分の概算保険料については保険関係成立の日の翌日から起算して 20 日以内に、納付。

〔問題〕 有期事業にかかる概算保険料の延納の要件は、

- (1) 概算保険料の額が【 ① 】万円以上であること、又は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していること。
- (2) 事業の全期間が【 ② 】カ月を超えていること。

①75 ②6

〔問題〕 工事の全期間が 1 年間である有期事業に係る保険関係が 6 月 8 日に成立した場合で延納の要件を満たすときの概算保険料の納期限は、最初の期分が 6 月 28 日までであり、以後、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期分が翌年 1 月 31 日まで、その次の期分は 3 月 31 日までとなる。 (○)

〔問題〕 有期事業にかかる概算保険料の延納

延納に係る期間	納期限
4 月 1 日から 7 月 31 日まで	【 ① 】
8 月 1 日から 11 月 30 日まで	【 ② 】
12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	翌年【 ③ 】

最初の期分の概算保険料については保険関係成立の日の翌日から起算して【 ④ 】日以内に納付することが必要である。

①3 月 31 日 ②10 月 31 日 ③1 月 31 日 ④20

〔問題〕 期中途に保険関係が成立した事業については、保険関係成立の日からその日の属する期の末日までの期間が2月を超えるときは保険関係成立の日からその日の属する期の末日までを最初の期とする。(○)

〔問題〕 期中途に保険関係が成立した事業については、保険関係成立の日からその日の属する期の末日までの期間が2月以内のときは保険関係成立の日からその日の属する期の次の期の末日までを最初の期とする。(○)

〔問題〕 保険関係が7月1日に成立し、事業の全期間が6か月を超え、また当該保険年度の納付すべき概算保険料の額が75万円以上である有期事業の事業主が、概算保険料の延納の申請をした場合は、当該保険関係成立の日から11月30日までの期間が最初の期となり、当該最初の期分の概算保険料については、7月21日が納期限となる。(○)

〔問題〕 概算保険料について延納が認められている有期事業（一括有期事業を除く。）の事業主の4月1日から7月31日までの期分の概算保険料の納期限は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合であっても、3月31日とされている。(○)

則 29 条 認定決定された概算保険料の延納 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	★

★：択一式 (H10) ☆：選択式 (—)

【条文】



事業主は、認定決定に係る概算保険料を納付する際に延納の申請をした場合には、その概算保険料を、所定の各期に分けて納付することができる。

ポイント

則 29 条 認定決定された概算保険料の延納

〔問題〕 認定決定された概算保険料については延納をすることができるが、認定決定された増加概算保険料については延納することはできない。

(×) 増加概算保険料には、認定決定はない。

[問題] 納付すべき概算保険料の額が 40 万円以上であり、当該保険年度の 9 月 30 日までに保険関係が成立している継続事業の事業主は、認定決定を受けたときは、認定決定された当該概算保険料の額について、延納の申請をすることができない。

(×) 認定決定された概算保険料について、延納の申請をすることができる。

[問題] 認定決定された概算保険料の最初の期の納期限は、認定決定に係る通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内である。

(×) 15 日以内

則 30 条 増加概算保険料の延納 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H8. 9. 14) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

則 30 条 増加概算保険料の延納

[問題] 継続事業の事業主は、増加概算保険料について延納を申請した場合には、増加前の概算保険料の延納をしていないときであっても、増加後の概算保険料の額が 40 万円を超えるときは、当該増加概算保険料を延納することができる。

(×) 増加前の概算保険料について延納していることが要件

[問題] 概算保険料について延納が認められている継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主は、増加概算保険料の納付については、増加概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすることにより延納することができる。(○)

[問題] 増加概算保険料の要件を満たした場合、増加額を問わず延納することができる。

(○)

則 31 条 概算保険料の追加徴収に係る延納 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H15) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント**則 31 条 概算保険料の追加徴収に係る延納**

〔問題〕所轄都道府県労働局歳入徴収官は、労働保険料を追加徴収しようとする場合には、通知を発する日から起算して 30 日を経過した日をその納期限と定め、事業主に、納期限等を通知しなければならない。(○)

〔問題〕政府は、一般保険料率、第 1 種特別加入保険料率、第 2 種特別加入保険料率又は第 3 種特別加入保険料率の引上げを行ったときは、労働保険料を追加徴収することができる。

(×) 追加徴収する。 (「～することができる。」ではない。)

〔問題〕政府は、保険年度の中途において、一般保険料率の引上げを行ったときは、概算保険料を追加徴収することとされている。(○)

〔問題〕第 1 種特別加入保険料率、第 2 種特別加入保険料率及び第 3 種特別加入保険料率については、保険年度の中途での率の引上げが制度上予定されていないことから、概算保険料の追加徴収に関する規定は存在しない。(×) 追加徴収される。

〔問題〕政府は、保険年度の中途において、一般保険料率の引下げを行った場合において、当該引下げに相当する額の労働保険料が厚生労働省令の定める額を超える事業があるときは、当該事業の事業主の請求に基づき、その超える額を還付することができる。

(×) 保険料率の引下げを行った場合の概算保険料の還付を定めた規定はない。

〔問題〕概算保険料について延納が認められている継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主が、概算保険料の追加徴収の通知を受けた場合、当該事業主は、その指定された納期限までに延納の申請をすることにより、追加徴収される概算保険料を延納することができる。(○)

[問題] 概算保険料の追加徴収が行われる場合に、所轄都道府県労働局歳入徴収官は事業主に対して追加徴収する概算保険料の額の通知を行うが、当該徴収金の納付は、納入通知書によって行われる。

(×) 納付書により行う。

法 19 条 1 項 継続事業に係る確定保険料 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	★	★	★★	★★	—	★★	★	—	—

★：択一式 (H7. 10. 11. 12. 16) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業主は、保険年度ごとに、労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の **6 月 1 日から 40 日以内** に提出しなければならない。

ポイント

法 19 条 1 項 継続事業に係る確定保険料

[問題] 事業主は、保険年度ごとに、労働保険料の額等を記載した申告書を、次の保険年度の【 ① 】から【 ② 】日以内に提出しなければならない。

①6 月 1 日 ②40

[問題] 保険年度の中で保険関係が消滅した事業の事業主は、当該保険関係が消滅した日から 50 日以内に確定保険料申告書を提出しなければならない。(○)

[問題] 上記の場合、すでに事業主が納付した概算保険料の額が確定保険料の額と同額の場合は、確定保険料申告書を提出する必要はない。

(×) 概算保険料が確定保険料と同額でも、確定保険料申告書を提出する必要

[問題] 有期事業の一括とされた事業においては、保険年度の中で当該事業に係る保険関係が消滅した場合の事業の確定保険料の申告・納付の期限は、当該保険関係が消滅した日から起算して 50 日以内とされている。(○)

[問題] 平成 28 年 6 月 30 日に事業を廃止すれば、その年の 8 月 19 日までに確定保険料申告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

(○) 50 日以内 (当日起算)

〔問題〕 確定保険料の額は、その保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した額とする。 (○)

一般保険料の額 (確定保険料) = 賃金総額 × 一般保険料率

〔問題〕 賃金総額には、その保険年度中に使用した労働者に支払うことが確定した賃金であれば、その保険年度内に実際に支払われていないものも含む。 (○)

〔問題〕 年度の途中で、さかのぼってベースアップが行われた場合の差額分は、差額の支給が確定した日の属する年度の賃金総額に算入して計算する。 (○)

〔問題〕 特別加入者がいる場合の算定は、下記のとおりである。 (○)

一般保険料の額 = (賃金総額 × 一般保険料率) + 特別加入保険料の額

〔問題〕 特別加入者が複数いる場合の特別加入保険料の額は、当該特別加入者各人の特別加入に係る保険料算定基礎額の合計額に、特別加入保険料率を乗じて得た額とする。

(○)

法 19 条 2 項 有期事業に係る確定保険料

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	★	—	—	★

★ : 択一式 (—) ☆ : 選択式 (—)



【条文】

有期事業については、その事業主は、労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、保険関係が消滅した日から **50 日以内** に提出しなければならない。

ポイント

法 19 条 2 項 有期事業に係る確定保険料

〔問題〕 有期事業の事業主は、保険関係が消滅した日から 【 ① 】 日以内に確定保険料を申告しなければならない。

①50

〔問題〕 請負金額 50 億円、事業期間 5 年の建設の事業について成立した保険関係に係る確定保険料の申告書は、事業が終了するまでの間、保険年度ごとに、毎年、7 月 10 日までに提出しなければならない。

(×) 保険年度ごとではなく、保険関係が消滅した日から 50 日以内

〔問題〕 建設の有期事業を行う事業主は、当該事業に係る労災保険の保険関係が消滅した場合であって、納付した概算保険料の額が確定保険料の額として申告した額に足りないときは、当該保険関係が消滅した日から起算して 50 日以内にその不足額を、確定保険料申告書に添えて、申告・納付しなければならない。(○)

法 19 条 3 項 確定保険料の納付 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★	—	—	★	★	—	—

★：択一式 (H) ☆：選択式 (—)

【条文】



事業主は、納付した労働保険料の額が確定保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは確定保険料を、確定保険料の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の **6 月 1 日から 40 日以内** (保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日から **50 日以内**) に、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から **50 日以内** に納付しなければならない。

ポイント

法 19 条 3 項 確定保険料の納付

〔問題〕 確定保険料申告書は、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）、年金事務所又は労働基準監督署、公共職業安定所を経由して所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

(×) 公共職業安定所は経由できない。

〔問題〕 確定保険料申告書の提出に際して、納付すべき労働保険料がないときは、日本銀行を経由して行うことはできない。(○)

〔問題〕 納付すべき労働保険料がない場合においても、確定保険料申告書を所定の場所に提出する必要がある。(○)

〔問題〕 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業を廃止した場合に、既に納付した概算保険料の額と確定保険料の額が同一で、納付すべき確定保険料がないときは、確定保険料申告書を提出する必要はない。

(×) 提出する必要がある。

〔問題〕 継続事業の事業主は、労働者数の増加等により、概算保険料の算定に用いる賃金総額の見込額が、既に納付した概算保険料の算定基礎とした賃金総額の見込額に比べて増加することとなったが、増加概算保険料の納付の要件に該当するに至らなかった場合には、確定保険料の申告・納付の際に精算する必要がある。(○)

〔問題〕 一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律による石綿健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主から、労働保険料とは別に、毎年度徴収するもので、一律 1,000 分の 0.02 を乗じて計算した額を申告・納付する。(○)

法 19 条 4 項 確定保険料の認定決定 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	★	—	—	—

★：択一式 (H11) ☆：選択式 (—)

【条文】



政府は、事業主が確定保険料の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

ポイント

法 19 条 4 項 確定保険料の認定決定

〔問題〕 政府は、事業主が所定の期限までに確定保険料申告書を提出しないとき又は所定の期限までに提出した確定保険料申告書の記載に誤りがあると認めるときは、確定保険料の額を決定できる。

(×) 確定保険料申告書提出期限の翌日からではなく、次の保険年度の 6 月 1 日から 40 日以内

〔問題〕 確定保険料については、認定決定された確定保険料も含めて、延納はできない。(○)

[問題] 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、事業主が確定保険料申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。(○)

[問題] 上記の通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額がその決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは所轄都道府県労働局歳入徴収官の決定した労働保険料を、その通知を受けた日の翌日から起算して

【 ① 】 日以内に納付しなければならない。

①15

[問題] 事業主が所定の納期限までに確定保険料申告書を提出しなかったことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う認定決定の通知は、納入告知書によって行われる。(○)

則 38 条 労働保険料の申告・納付先 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	—	★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H8. 11. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

則 38 条 労働保険料の申告・納付先

[問題] 労働保険料の申告・納付先

保険料の種類	<input type="radio"/> 一元適用事業で労働保険事務組合に事務処理の委託をしていない事業（雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業を除く）のもの <input type="radio"/> 二元適用事業で労災保険に係る保険関係が成立している事業のもの <input type="radio"/> 二元適用事業についての第 1 種特別加入保険料 <input type="radio"/> 第 2 種特別加入保険料 <input type="radio"/> 第 3 種特別加入保険料	<input type="radio"/> 一元適用事業で労働保険事務組合に事務処理の委託をしている事業のもの <input type="radio"/> 一元適用事業で雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業のもの（事務処理の委託をしていないもの） <input type="radio"/> 二元適用事業で雇用保険に係る保険関係が成立している事業のもの <input type="radio"/> 一元適用事業についての第 1 種特別加入保険料
経由先	<input type="radio"/> 【 ① 】 <input type="radio"/> 日本銀行	<input type="radio"/> 日本銀行
納付先	<input type="radio"/> 所轄都道府県労働局 【 ② 】 <input type="radio"/> 日本銀行 <input type="radio"/> 所轄労働基準監督署労働保険 【 ③ 】	<input type="radio"/> 日本銀行
申告先	【 ④ 】	

①労働基準監督署 ②収入官吏 ③特別会計収入官吏

④所轄都道府県労働局歳入徴収官

[問題] 確定保険料の申告・納付先も同様である。(○)

[問題] 納付すべき労働保険料がない場合における確定保険料申告書の提出について、労働基準監督署を経由することはできるが、日本銀行を経由することはできない。(○)

[問題] 公共職業安定所においては、申告・納付の事務は取り扱われていない。(○)

[問題] 下記に該当する場合、一般保険料に係る概算保険料申告書及び確定保険料申告書を、【 ① 】を経由して行うことができる。

- ・継続事業に係るものであること
- ・口座振替により納付するものでないこと
- ・労働保険事務組合に労働保険の事務を委託していないこと
- ・年度更新の規定により6月1日から40日以内に提出するものであること

①年金事務所

則 36 条 還付 則 37 条 充当 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	★	★	—	—	—	—	★★

★：択一式 (H7. 14. 18. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(則 36 条 還付) 事業主が確定保険料申告書を提出する際、又は認定決定の通知を受けた日の翌日から**起算して 10 日以内**に、超過額の還付を請求した時は、**官署支出官又は所轄都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏**がその超過額を還付する。

(則 37 条 充当)

事業主から**還付の請求がない**場合には、**所轄都道府県労働局歳入徴収官**が**次の保険年度の概算保険料又は未納の労働保険料等に充当する**。

ポイント

[問題] 事業主が、納付した概算保険料の額のうち確定保険料の額を超える額 (イにおいて「超過額」という。)の還付を請求したときは、国税通則法の例にはよらず、還付加算金は支払われない。(○)

[問題] 還付加算金とは、国税等において還付金を受ける際の納め過ぎた税金に加算される利息に近いものとされる。(○)

[問題] 事業主による超過額の還付の請求がない場合であって、当該事業主から徴収すべき次の保険年度の概算保険料その他未納の労働保険料等があるときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該超過額を当該概算保険料等に充当することができる。(○)

[問題] 上記の場合、当該事業主による充当についての承認及び当該事業主への充当後の通知は要しない。
(×) 要する。

[問題] 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該超過額を次の保険年度の概算保険料等に充当したときは、その旨を事業主に通知しなければならない。(○)

[問題] 都道府県労働局歳入徴収官により認定決定された概算保険料の額及び確定保険料の額の通知は、納入告知書によって行われる。
(×) 「納入告知書」⇒「納付書」

[問題] 認定決定された概算保険料は、「納付書」によって、認定決定された確定保険料は、「納入告知書」によって行う。(○)

[問題] 有期事業（一括有期事業を除く。）について、事業主が確定保険料として申告すべき労働保険料の額は、特別加入者がいない事業においては一般保険料の額となり、特別加入者がいる事業においては第1種又は第3種特別加入者がいることから、これらの者に係る特別加入保険料の額を一般保険料の額に加算した額となる。
(×) 有期事業には、第3種特別加入者は存在しない。

[問題] 事業主が、確定保険料申告書を提出する際に、又は認定決定の通知を受けた日の翌日から起算して【 ① 】日以内に、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額（「超過額」）の還付を請求したときは、【 ② 】又は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計【 ③ 】は、その超過額を【 ④ 】するものとする。

①10 ②官署支出官 ③資金前渡官吏 ④還付

[問題] 事業主から【 ① 】の請求がない場合には、所轄都道府県労働局【 ② 】は、超過額を次の保険年度の概算保険料若しくは未納の労働保険料その他法の規定による徴収金又は未納の一般拠出金その他の規定により準用する法の規定による徴収金に【 ③ 】するものとする。

①還付 ②歳入徴収官 ③充当

[問題] 既に納付した概算保険料の額が申告した確定保険料の額を超える場合、事業主が充当の申出を行った場合は、次の保険年度の概算保険料又は未納の労働保険料その他労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による徴収金に充当され、充当の申出のない場合は超過額が還付される。

(×) 充当の申出という規定はなく、還付の請求がない場合に超過額が充当される。

[問題] 一元適用事業であって、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していない事業の事業主が、事業廃止により、労働保険料還付請求書を提出する場合は、確定保険料申告書を提出する際に、所轄公共職業安定所長に提出することによって行わなければならない。(×) 官署支出官又は所轄都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏に提出することによって行う。

[問題] 事業主が、確定保険料申告書を提出する際に、又は政府が決定した確定保険料の額の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、それぞれ、すでに納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額の還付を請求しない場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、その超過額を未納の一般拠出金にも充当することができる。(○)

[問題] 継続事業の事業主が納付した労働保険料の額が、確定保険料の額を超える場合において還付請求が行われないうち、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、法令の定めるところにより、その超える額を次の保険年度の概算保険料又は未納の労働保険料等に充当する。(○)

法 21 条の 2 口座振替による納付等 ★

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	—	★	—	—

★：択一式 (H11. 14. 15) ☆：選択式 (—)

【条文】

政府は、事業主から、印紙保険料以外の労働保険料（厚生労働省令で定めるものに限る。）をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

ポイント**法 21 条の 2 口座振替による納付等**

〔問題〕政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による印紙保険料以外の労働保険料の納付（厚生労働省令で定めるものに限る。）をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その

【 ① 】と認められ、かつ、その【 ② 】することが労働保険料の【 ③ 】と認められるときに限り、その【 ② 】することができる。

①納付が確実に ②申出を承認 ③徴収法上有利

〔問題〕認定決定された労働保険料、増加概算保険料、追加徴収に係る概算保険料、印紙保険料、特例納付保険料に関しては、口座振替による納付をすることができない。(○)

法 12 条 3 項 継続事業のメリット制 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★★	—	★★	★★	—	—	★★	—

★：択一式 (H14. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

厚生労働大臣は、**連続する 3 保険年度中**の各保険年度において一定の要件に該当する事業であって当該連続する 3 保険年度中の最後の保険年度に属する **3 月 31 日**（「基準日」）において労災保険に係る保険関係が成立した後 **3 年以上経過**したものについて、納付した保険料額と支払われた保険納付等の比率（収支率）に応じ、労災保険率（継続事業及び一括有期事業の場合）を、一定の範囲内で引上げ又は引下げをする制度がメリット制である。

ポイント**法 12 条 3 項 継続事業のメリット制**

〔問題〕継続事業（一括有期事業を含む。）に係るメリット制の適用を受けることができる事業は、連続する 3 保険年度中の各保険年度において、少なくとも次のいずれかに該当する事業であることが必要である。

- (1) 【 ① 】 人以上の労働者を使用する事業
- (2) 20 人以上 【 ① 】 人未満の労働者を使用する事業であって、災害度係数が 【 ② 】 以上であるもの
- (3) 建設の事業及び立木の伐採の事業であって当該年度の確定保険料の額が 【 ③ 】 万円以上であるもの
- (4) 連続する 3 保険年度中の最後の保険年度に属する 【 ④ 】 （基準日）において労災保険に係る保険関係が成立した後 【 ⑤ 】 年以上が経過していること
- (5) 連続する 3 保険年度の間における収支率が 100 分の 【 ⑥ 】 を超え、又は 100 分の 【 ⑦ 】 以下であること

①100 ②0.4 ③40 ④3 月 31 日 ⑤3 ⑥85 ⑦75

〔問題〕継続事業（一括有期事業を含む。）に係るもののメリット制は、その適用を受けることができる事業であって、連続する 3 保険年度の最後の保険年度の末日において保険関係の成立後 3 年以上経過したものについて、その連続する 3 保険年度の間におけるいわゆるメリット収支率を基礎として運用される。（○）

〔問題〕 継続事業に対する労働保険徴収法第 12 条による労災保険率は、メリット制適用要件に該当する事業のいわゆるメリット収支率が 100%を超え、又は 75%以下である場合に、厚生労働大臣は一定の範囲内で、当該事業のメリット制適用年度における労災保険率を引き上げ又は引き下げることができる。

(×) 100%を超えではなく、85%を超えた場合

〔問題〕 労働保険徴収法第 7 条の規定により有期事業の一括の適用を受けている建設の事業の場合において、メリット制の適用を受けるためには、当該保険年度の請負金額の総額が 1 億 1000 万円以上であることが必要である。

(×) 請負金額の総額が 1 億 1000 万円以上ではなく、確定保険料の額が 40 万円以上であることが必要。

〔問題〕 いわゆるメリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であって厚生労働省令で定めるものにかかった者に係る保険給付の額は含まれないものとする。(○)

〔問題〕 上記厚生労働省令で定める疾病にかかった者には、鉱業の事業における著しい騒音を発生する場所における業務による難聴等の耳の疾患（いわゆる騒音性難聴）にかかった者が含まれる。

(×) 鉱業の事業ではなく、建設の事業

〔問題〕 上記厚生労働省令で定める疾病には、建設の事業にあつては、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症、石綿にさらされる業務による肺がんが含まれる。

(○)

〔問題〕 継続事業（一括有期事業を含む。）に係るもののいわゆるメリット制の収支率を算定する基礎となる保険給付及び給付金の額には、社会復帰促進等事業として支給される特別支給金の額（通勤災害に係るものを除いたすべての額）も含まれる。

(×) 所定の特別支給金は除かれる。

〔問題〕 メリット制の収支率を算定する基礎となる保険給付及び給付金の額に下記は含まれない。(○)

- ・遺族補償一時金
 - ・障害補償年金差額一時金
 - ・特定疾病に係る保険給付の額
 - ・第三種特別加入者に係る保険給付
-

[問題] 継続事業（一括有期事業を含む。）に係るメリット制の収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であって、厚生労働省令で定めるものにかかった者に係る保険給付の額は、含まれない。（○）

[問題] 継続事業（一括有期事業を含む。）に係るメリット制の収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特別加入している海外派遣者に係る保険給付の額は、含まれない。（○）

[問題] 継続事業（一括有期事業を含む。）に係るメリット制の収支率の算定に当たっては、特別加入の承認を受けた海外派遣者に係る保険給付及び特別支給金の額は、その算定基礎となる保険給付の額には含まれない。（○）

[問題] 特別支給金規則に定める特別支給金は、業務災害に係るものであっても全て、メリット収支率の算出においてその計算に含めない。

(×) 特別支給金は、メリット収支率の算出において計算に含まれる。

法 12 条の 2 労災保険率の特例（特例メリット制）（★）

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）

**【条文】**

厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、**連続する 3 保険年度中**のいずれかの保険年度においてその事業に使用する労働者の**安全又は衛生を確保するための措置**で厚生労働省令で定めるものを講じたときであって、当該措置が講じられた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から **6 カ月以内**に、当該事業に係る労災保険率につき特例メリット制の申告書を提出しているときは、当該**連続する 3 保険年度中**の**最後の保険年度の次の次の保険年度**の同項の労災保険率については、100 分の 40 を **100 分の 45** に拡大する。

ポイント**法 12 条 2 項 労災保険率の特例（特例メリット制）**

【問題】 継続事業のメリット制が適用され、所定の数以下の労働者を使用する事業の事業主が、労働保険徴収法に規定するメリット制の特例の適用を受けようとする場合は、連続する【 ① 】保険年度中のいずれかの保険年度において、労働者の【 ② 】を確保するための所定の措置を講じ、かつ、所定の期間内に当該措置が講じられたことを明らかにすることができる書類を添えて、労災保険率特例適用申告書を提出していることが必要である。

①3 ②安全又は衛生

【問題】 「労災保険率特例適用申告書」には、労働者の【 ① 】を確保するための措置が講じられたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

①安全又は衛生

法 20 条 有期事業のメリット制 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H9) ☆：選択式 (—)

【条文】

労災保険に係る保険関係が成立している有期事業であって厚生労働省令で定めるものが一定の要件に該当する場合には、政府は、その事業の一般保険料に係る確定保険料の額をその額（当該事業についての労災保険率に応ずる部分の額）から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に **100 分の 40** の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額だけ引き上げ又は引き下げて得た額を、その事業についての一般保険料又は第 1 種特別加入保険料の額とすることができる。

ポイント**法 20 条 有期事業のメリット制**

[問題] 有期事業のメリット制の適用を受ける事業は、【 ① 】に係る保険関係が成立している建設の事業又は立木の伐採の事業であって、その規模が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 確定保険料の額が【 ② 】万円以上であること。
- (2) 建設の事業にあつては請負金額が【 ③ 】万円以上、立木の伐採の事業にあつては素材の生産量が【 ④ 】立方メートル以上であること。

①労災保険 ②40 ③1 億 1,000 ④1,000

法 22 条 印紙保険料の額 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H8. 9. 10. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント**法 22 条 印紙保険料の額**

[問題] 印紙保険料の額は、雇用保険法に規定する日雇労働被保険者 1 人につき、1 日当たり、次に掲げる額とする。

賃金日額	印紙保険料の額
11,300 円以上	【 ① 】 円
8,200 円以上 11,300 円未満	【 ② 】 円
8,200 円未満	【 ③ 】 円

①176 ②146 ③96

法 22 条 1 項 印紙保険料の納付 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★★	—	—	—	★	—

★：択一式 (H8. 9. 12. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント**法 22 条 1 項 印紙保険料の納付**

[問題] 印紙保険料の納付は、日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙をはり、これに消印して行い、又は、あらかじめ所轄都道府県労働局歳入徴収官の承認を受けて、納入告知書に当該印紙保険料額を添えて直接金融機関に納付することによって行うことができる。

(×) 直接金融機関に納付することはできない。

〔問題〕 印紙保険料の納付（原則）

印紙保険料の納付は、事業主が、【 ① 】に雇用保険印紙をはり、これに【 ② 】して行わなければならない。

①日雇労働被保険者手帳 ②消印

〔問題〕 印紙保険料の納付（原則）

【 ① 】の承認を受けた場合には、印紙保険料納付計器により、日雇労働被保険者手帳に納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を表示して【 ② 】を押すことによって印紙保険料を納付することができる。

①厚生労働大臣 ②納付印

〔問題〕 事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合は、その者に賃金を支払う都度、雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳の該当日欄に貼付し、また、割印の枠の上に消印を行うことによって、印紙保険料を納付しなければならない。（○）

〔問題〕 事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の日雇労働被保険者手帳を提出させなければならない。また、その提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があったときは、これを返還しなければならない。（○）

〔問題〕 請負事業の一括の規定により元請負人が事業主とされる場合は、当該事業に係る労働者のうち下請負人が使用する日雇労働被保険者に係る印紙保険料についても、当該元請負人が納付しなければならない。

（×）当該下請負人が納付しなければならない。

〔問題〕 事業主は、その使用する日雇労働被保険者については、印紙保険料を納付しなければならないが、一般保険料を負担する義務はない。

（×）一般保険料も負担する義務がある。

〔問題〕 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、印紙保険料納付状況報告書により、毎月における雇用保険印紙の受払状況を翌月末日までに、所轄公共職業安定所長を経由して、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。（○）

〔問題〕 日雇労働被保険者を一人も使用せず雇用保険印紙の受払いのない月に関しても、報告する義務がある。（○）

〔問題〕事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の所持する日雇労働被保険者手帳を提出させなければならない。また、日雇労働被保険者も、事業主に使用されたときは、そのつどその所持する日雇労働被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。(○)

〔問題〕日雇労働被保険者に係る印紙保険料の納付については、請負事業の一括により元請負人が事業主とされる場合、当該元請負人が、その使用する日雇労働被保険者及び下請負人が使用する日雇労働被保険者に係る印紙保険料を納付しなければならない。

(×) その使用する労働者以外の日雇労働被保険者に係る印紙保険料については、当該日雇労働被保険者を使用する下請負人が行う。

法 23 条 6 項 日雇労働被保険者手帳の提出 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H10. 14. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の日雇労働被保険者手帳を提出させなければならない。その提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があったときは、これを返還しなければならない。

ポイント

法 23 条 6 項 日雇労働被保険者手帳の提出

〔問題〕印紙保険料の納付は、日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙をはり、これに消印して行い、又は、あらかじめ所轄都道府県労働局歳入徴収官の承認を受けて、納入告知書に当該印紙保険料額を添えて直接金融機関に納付することによって行うことができる。

(×) 後半の規定はないため誤り。前半の論点は正しい。

法 23 条 3 項 印紙保険料納付計器による印紙保険料の納付 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H10.14) ☆：選択式 (—)

【条文】

事業主は、印紙保険料納付計器を、厚生労働大臣の承認を受けて設置した場合には、当該印紙保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を表示して納付印を押すことによって印紙保険料を納付することができる。

ポイント**法 23 条 3 項 印紙保険料納付計器による印紙保険料の納付**

[問題] 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、毎月における雇用保険印紙の受払状況を印紙保険料納付状況報告書(様式第 15 号)によって、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。(○)

[問題] 日雇労働被保険者を一人も使用せず、印紙の受払いのない月の分に関しては、雇用保険印紙の受払状況を印紙保険料納付状況報告書(様式第 15 号)の報告する義務はない。

(×) 報告する義務はある。

[問題] 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、印紙保険料納付状況報告書によって、毎月における雇用保険印紙の受払状況を【 ① 】までに、【 ② 】に報告しなければならない。

① 翌月末日 ② 所轄都道府県労働局歳入徴収官

則 42 条 雇用保険印紙購入通帳 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★		—	—	—	—	—

★：択一式 (H7. 9. 14. 15) ☆：選択式 (—)

【条文】

事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、あらかじめ、雇用保険印紙購入通帳交付申請書を所轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。

ポイント**則 42 条 雇用保険印紙購入通帳**

[問題] 事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、あらかじめ、雇用保険印紙購入通帳交付申請書を所轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。(○)

[問題] 事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、購入申込書に購入しようとする雇用保険印紙の種類別枚数、購入年月日、労働保険番号並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入し、雇用保険印紙を販売する日本郵便株式会社の営業所又は郵便局に提出しなければならない。(○)

[問題] 事業主は、あらかじめ雇用保険印紙購入通帳交付申請書を所轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳の交付を受けることにより、公共職業安定所にて雇用保険印紙を購入することができる。

(×) 公共職業安定所ではなく、日本郵便株式会社の営業所又は郵便局において雇用保険印紙を購入

[問題] 事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、あらかじめ、雇用保険印紙の購入申込書を所轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。

(×) 「雇用保険印紙の購入申込書」ではなく、「雇用保険印紙購入通帳交付申請書」

[問題] 雇用保険印紙購入通帳は、その交付の日から 1 年間に限り、その効力を有する。

(×) その交付の日の属する保険年度に限り

則 43 条 1 項 雇用保険印紙の購入 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H15. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】

事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、雇用保険印紙購入申込書に購入しようとする雇用保険印紙の種類別枚数、購入年月日、労働保険番号並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入し、雇用保険印紙を販売する日本郵便株式会社の営業所に提出しなければならない。

ポイント**則 43 条 1 項 雇用保険印紙の購入**

[問題] 事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、購入申込書に購入しようとする雇用保険印紙の種類別枚数、購入年月日、労働保険番号並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入し、雇用保険印紙を販売する日本郵便株式会社の営業所に提出しなければならない。(○)

[問題] 雇用保険印紙は、総務大臣が厚生労働大臣に協議して定める日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行うものに限る。)においてこれを販売するものとする。(○)

則 43 条 2 項 雇用保険印紙の買戻し等 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★ : 択一式 (H7. 12. 14. 15. 16. 18) ☆ : 選択式 (一)



【条文】

事業主は、雇用保険に係る保険関係が消滅したとき、日雇労働被保険者を使用しなくなったとき、又は雇用保険印紙が変更されたときのいずれかに該当する場合においては、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができる。



則 43 条 2 項 雇用保険印紙の買戻し等

[問題] 事業主は、雇用保険に係る保険関係が消滅したとき、日雇労働被保険者を使用しなくなったとき、又は雇用保険印紙が変更されたときのいずれかに該当する場合においては、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができる。(○)

[問題] 雇用保険印紙が変更された場合の買戻しの期間は、雇用保険印紙が変更された日から1年間である。

(×) 6カ月間

[問題]

買戻し事由	確認の要否	買戻し期間
雇用保険に係る保険関係が消滅した場合	【 ① 】の確認が必要	制限なし
日雇労働被保険者を使用しなくなった場合		
雇用保険印紙が変更された場合	確認は不要	変更日から6カ月以内

①所轄公共職業安定所長

[問題] 事業主は、次の各号の場合においては、雇用保険印紙を販売する日本郵便株式会社の営業所に雇用保険印紙購入通帳を提出し、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができる。ただし、雇用保険印紙が変更された場合においては、その買戻しの期間は、雇用保険印紙が変更された日から6月間とする。(○)

則 41 条 2 項 譲渡等の禁止 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H14. 16) ☆：選択式 (—)

【条文】

事業主は、雇用保険印紙を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
 また、事業主その他正当な権限を有する者を除いては、何人も消印を受けない雇用保険印紙を所持してはならない。

ポイント**則 41 条 2 項 譲渡等の禁止**

[問題] 日雇労働被保険者を使用している事業主が、雇用保険印紙を譲り渡し、又は譲り受けた場合は、当該事業主に罰則規定の適用がある。

(×) 罰則規定の適用がない。**法 24 条 帳簿の調製及び報告 (一)**

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

【条文】

事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合には、印紙保険料の納付に関する帳簿を備えて、毎月におけるその納付状況を記載し、かつ、翌月末日までに当該納付状況を政府に報告しなければならない。

ポイント**法 24 条 帳簿の調製及び報告**

[問題] 事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、印紙保険料の納付に関する帳簿を備えて、毎月におけるその納付状況を記載し、かつ、【 ① 】までに当該納付状況を政府に報告しなければならない。

① 翌月末日

〔問題〕雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、毎月における雇用保険印紙の受払状況を印紙保険料納付状況報告書（様式第 15 号）によって、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。（○）

〔問題〕上記、日雇労働被保険者を 1 人も使用せず、印紙の受払いのない月の分に関しては、何ら報告する義務はない。

（×）報告する義務がある。

〔問題〕雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、印紙保険料納付状況報告書によって、毎月における雇用保険印紙の受払状況を翌月末日までに、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。（○）

法 25 条 1 項 印紙保険料の認定決定（★★）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	★	★★	—	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）

【条文】



事業主が印紙保険料の納付を怠った場合には、政府（所轄都道府県労働局歳入徴収官）は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを納入告知書において事業主に通知する。

ポイント

法 25 条 1 項 印紙保険料の認定決定

〔問題〕事業主が印紙保険料の納付を怠った場合には、政府は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。（○）

〔問題〕事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠ったときは、政府は、決定された印紙保険料の額（その額に【 ① 】円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の【 ② 】に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、納付を怠った印紙保険料の額が【 ① 】円未満であるときは、この限りでない。

①1,000 ②100 分の 25

[問題] 事業主が印紙保険料の納付を怠った場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとされており、この場合、当該事業主は、現金により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）又は所轄都道府県労働局収入官吏に、その納付すべき印紙保険料を納付しなければならない。（○）

[問題] 事業主が、行政庁の職員による実地調査等によって印紙保険料の納付を怠っていることが判明し、正当な理由によって納付することができなかったことが認められた場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は調査を行い、印紙保険料の額を決定し、調査決定の上納入告知書を発することとされている。（○）

[問題] 上記認定決定された印紙保険料の納期限は、調査決定をした日から 20 日以内の休日でない日とされている。（○）

法 21 条 確定保険料に係る追徴金 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	—	—	—	★★	—	—	★

★：択一式 (H13. 15. 16) ☆：選択式 (—)



【条文】

政府は、事業主が確定保険料の認定決定の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に **1,000 円未満**の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に **100 分の 10** を乗じて得た額の追徴金を徴収する。

ポイント

法 21 条 確定保険料に係る追徴金

[問題] 政府は、事業主が労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に【 ① 】円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に【 ② 】を乗じて得た額の追徴金を徴収する。

①1,000 ②100 分の 10

[問題] 労働保険料又はその不足額が 1,000 円未満であるときは、追徴金を徴収しない。（○）

〔問題〕 所定の期限までに確定保険料申告書を提出しなかった事業主が、政府が決定した労働保険料の額の通知を受けたときは、当該事業主は、その納付すべき保険料額又は不足額（その額に 1000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に 100 分の 25 を乗じて得た額の追徴金を加えて納付しなければならない。

(×) 100 分の 10

〔問題〕 追徴金の徴収が行われる場合に、所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う追徴金の額等の通知は、納付書によって行われる。

(×) 納入告知書

法 25 条 2 項 印紙保険料に係る追徴金 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★★	—	—	—	★	—	★	—

★：択一式 (H8. 12. 16. 18. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠ったときは、政府は、認定決定の規定により決定された印紙保険料の額（その額に **1,000 円未満**の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の 100 分の 25 に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、納付を怠った印紙保険料の額が **1,000 円未満**であるときは、この限りでない。

ポイント

法 25 条 2 項 印紙保険料に係る追徴金

〔問題〕 事業主が、印紙保険料の納付を怠ったことについて正当な理由がないと認められる場合には、所轄都道府県労働局【 ① 】は調査を行い、印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとされているが、当該事業主は、当該決定された印紙保険料の額（その額に【 ② 】円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に

【 ③ 】を乗じて得た額の追徴金を納付しなければならない。

①歳入徴収官 ②1,000 ③100 分の 25

[問題] 事業主が認定決定された確定保険料又はその不足額を納付しなければならない場合（天災その他やむを得ない理由により、認定決定を受けた等一定の場合を除く。）に、その納付すべき額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に 100 分の 10 を乗じて得た額の追徴金が課せられるが、この追徴金に係る割合は、印紙保険料の納付を怠った場合の追徴金に係る割合に比して低い割合とされている。

(○) 確定保険料…100 分の 10 印紙保険料…100 分の 25

[問題] 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠った場合において、追徴金の額を算定するに当たっては、政府によって決定された印紙保険料の額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に 100 分の 25 を乗ずることとされている。

(×) 100 円未満ではなく 1,000 円未満

[問題] 日雇労働被保険者が事業主の督促にもかかわらず、日雇労働被保険者手帳の提出を拒んだことによって雇用保険印紙を貼付できなかった場合は、印紙保険料の納付を怠ったとしても、正当な理由があったとして、その件に係る追徴金は徴収されない。(○)

[問題] 事業主が印紙保険料の納付を怠った場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとされており、この場合、当該事業主は、現金により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）又は所轄都道府県労働局収入官吏に、その納付すべき印紙保険料を納付しなければならない。(○)

[問題] 事業主が印紙保険料の納付を怠ったことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う認定決定の通知は、納入告知書によって行われる。(○)

法 21 条 3 項 追徴金の徴収 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (－) ☆：選択式 (－)

【条文】



所轄都道府県労働局歳入徴収官は、通知を発する日から起算して **30 日を経過した日** を納期限と定め、納入告知書により、事業主に追徴金の額及び納期限を通知するものとする。

ポイント**法 21 条 3 項 追徴金の徴収**

[問題] 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、通知を発する日から起算して 30 日を経過した日を納期限と定め、納付書により、事業主に追徴金の額及び納期限を通知するものとする。

(×) 納入告知書

法 26 条 特例納付保険料の納付等 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	★★	—	—

★：択一式 (－) ☆：選択式 (－)

【条文】

特例対象者を雇用していた事業主が、雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、保険関係成立の届出をしていなかった場合には、当該事業主（当該事業主の事業を承継する者を含む。以下「対象事業主」）は、特例納付保険料として、対象事業主が概算保険料を納付する義務を履行していない一般保険料（その徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る。）のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

ポイント**法 26 条 特例納付保険料の納付等**

〔問題〕特例対象者を雇用していた事業主が、雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、【 ① 】を提出していなかった場合には、当該事業主（当該事業主の事業を承継する者を含む。「対象事業主」）は、【 ② 】として、対象事業主が概算保険料を納付する義務を履行していない一般保険料（その徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る。）のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

①保険関係成立届 ②特例納付保険料

〔問題〕特例納付保険料の額は、2年の時効により消滅した保険料のうち特例対象者に係る額（基本額）に10%を上乗せした額と定められている。（○）

〔問題〕厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。（○）

〔問題〕対象事業主は、勧奨を受けた場合においては、特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができる。（○）

〔問題〕 特例納付保険料の対象となる事業主は、特例対象者を雇用していた事業主で、雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、労働保険徴収法第4条の2第1項の規定による届出をしていなかった者である。(○)

法 27 条 1 項 督促 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★★	—	—	★	—	—	—	★

★：択一式 (H12. 14. 15. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。
- ② ①の規定によって督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日でなければならない。

ポイント

法 27 条 1 項 督促

〔問題〕 労働保険料の納付義務者の住所及び居所が不明な場合は、公示送達（都道府県労働局の掲示場に掲示すること。）の方法により、督促を行うことになる。(○)

〔問題〕 公示送達の場合は、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日、すなわち掲示日を含めて 8 日目にその送達の効力が生じるところ、その末日が休日に該当したときは延期される。

(×) 延期されることはない。

〔問題〕 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促することができる。

(×) 督促しなければならない。

〔問題〕 政府が督促をするときは、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、納期限から起算して 10 日以上経過した日でなければならない。

(×) 督促状を発する日から起算して

[問題] 督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によって、これを処分する。
(○)

法 27 条 3 項 滞納処分 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H19) ☆：選択式 (—)



【条文】

督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、**国税滞納処分の例**によって、これを処分する。

ポイント

法 27 条 3 項 滞納処分

[問題] 督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によって、これを処分する。
(○)

[問題] 滞納処分とは、保険料を滞納している者の意思に関わりなく、滞納になっている保険料を強制的に徴収するため、その者の財産を差し押さえ換価し、滞納になっている保険料に充てて完納させる一連の手続をいう。 (○)

法 28 条 延滞金 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★	—	—	★	★	—	—	★★

★ : 択一式 (H8. 10. 12. 14. 15. 16. 17. 19) ☆ : 選択式 (—)



【条文】

政府は、労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 2 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が 1,000 円未満であるときは、延滞金を徴収しない。



法 28 条 延滞金

[問題] 政府は、労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年【 ① 】パーセント（当該納期限の翌日から【 ② 】月を経過する日までの期間については、年【 ③ 】パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が【 ④ 】円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

①14.6 ②2 ③7.3 ④1,000

[問題] 延滞金に係る割合（平成 30 年度 特例基準割合：年 1.6%）

	原則	納期限の翌日から 2 カ月を経過する日までの期間
原則	年【 ① 】%	年【 ② 】%
経過措置	各年の特例基準割合が年【 ② 】%の割合に満たない場合は下記のとおり	
	特例基準割合+年【 ② 】% =8.9%	特例基準割合+年【 ③ 】% =2.6%

①14.6 ②7.3 ③1

[問題] 労働保険料を納付しない者に対して、平成 29 年中に、所轄都道府県労働局歳入徴収官が督促したときは、労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日までの期間の日数に応じ、年 14.6%（当該納期限の翌日から 2 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）を乗じて計算した延滞金が徴収される。

(×) 「完納又は財産差押えの日」⇒「完納又は財産差押えの日の前日まで」

[問題] 認定決定された確定保険料に対しては追徴金が徴収されるが、滞納した場合には、この追徴金を含めた額に対して延滞金が徴収される。

(×) 追徴金は、労働保険料には該当しないので、延滞金が課されることはない。

[問題] 事業主が労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を法定納期限までに納付せず督促状が発せられた場合でも、当該事業主が督促状に指定された期限までに当該徴収金を完納したときは、延滞金は徴収されない。(○)

[問題] 延滞金の計算において、労働保険料の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(○)

[問題] 計算した延滞金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(○)

[問題] 延滞金は、下記のいずれかに該当する場合には、徴収しない。

(1) 督促状に指定した期限までに労働保険料その他この法律の規定による徴収金を

【 ① 】したとき。

(2) 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によって督促したとき。

(3) 延滞金の額が【 ② 】円未満であるとき。

(4) 労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

(5) 労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

①完納 ②100

[問題] 延滞金の計算期間は、督促状の指定期限の翌日から起算する。

(×) 納期限の翌日から起算

法 29 条 先取特権の順位 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	★

★：択一式 (H12. 16. 19) ☆：選択式 (—)

**【条文】**

労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

ポイント**法 29 条 先取特権の順位**

[問題] 労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされている。(○)

[問題] 徴収金について差押えをしている場合は、国税の交付要求があつたとしても、当該差押えに係る徴収金に優先して国税に配当しなくてもよい。

(×) 配当しなければならない。

[問題] 労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。(○)

法 31 条 労働保険料の負担 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★★	—	★	—	—	—	★	—

★：択一式 (H10. 12. 16) ☆：選択式 (—)

**【条文】**

(略)

ポイント**法 31 条 労働保険料の負担**

[問題] 労災保険に係る保険料（特別加入保険料を含む）は、その全額を事業主が負担する。(○)

[問題] 雇用保険に係る保険料は、下記の区分に従い、事業主及び被保険者がそれぞれ負担する。(平成 30 年度)

業種	雇用保険率 (H30 年度)	被保険者負担	事業主負担
一般の事業	1,000 分の 9	【 ① 】	1,000 分の 6
農林水産の事業 清酒製造の事業	1,000 分の 11	【 ② 】	1,000 分の 7
建設の事業	1,000 分の 12	【 ③ 】	1,000 分の 8
印紙保険料	定額	【 ④ 】	【 ④ 】

①1,000 分の 3 ②1,000 分の 4 ③1,000 分の 4 ④2 分の 1

[問題] 雇用保険の事業主負担分 (平成 30 年度)

業種	事業主負担 (二事業率以外)	事業主負担 (二事業率)
一般の事業	【 ① 】	1,000 分の 3
農林水産の事業 清酒製造の事業	【 ② 】	1,000 分の 3
建設の事業	【 ③ 】	1,000 分の 4

①1,000 分の 3 ②1,000 分の 4 ③1,000 分の 4

[問題] 高年齢者免除額に係る事業に使用される高年齢労働者は、被保険者の負担すべき一般保険料の額を負担しない。(○)

[問題] 雇用保険の日雇労働被保険者は、印紙保険料の 2 分の 1 を負担するだけではなく、被保険者の負担すべき一般保険料も負担しなければならない。(○)

法 32 条 賃金からの控除 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H7. 10. 11. 16. 19) ☆：選択式 (—)

**【条文】**

事業主は、被保険者に賃金を支払う都度、当該賃金に応ずる被保険者の負担すべき一般保険料の額に相当する額（日雇労働被保険者にあつては、当該額及び印紙保険料の額の **2 分の 1** の額に相当する額）を当該賃金から控除することができる。この場合において、事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。

ポイント**法 32 条 賃金からの控除**

[問題] 事業主は、被保険者に賃金を支払う都度、当該賃金に応ずる被保険者の負担すべき一般保険料の額に相当する額を賃金から控除することができる。(○)

[問題] 毎週 1 回賃金が支払われる場合、4 週間分の保険料をまとめて 4 週間に 1 回控除することはできず、賃金を支払い都度控除しなければならない。(○)

[問題] 事業主が、被保険者の負担すべき一般保険料の額に相当する額を賃金から控除する。この場合、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。(○)

法 33 条 労働保険事務組合の定義 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	★

★：択一式 (H19) ☆：選択式 (—)



【条文】

中小企業等協同組合法の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主の委託を受けて、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。「労働保険事務」）を処理することができる。

ポイント

法 33 条 労働保険事務組合の定義

〔問題〕 中小企業等協同組合法の事業協同組合又は協同組合連合会その他の【 ① 】又はその【 ② 】（法人でない団体又は連合団体であって【 ③ 】の定めがないものを除く。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主の【 ④ 】を受けて、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（【 ⑤ 】に関する事項を除く。「【 ⑥ 】」）を処理することができる。

①事業主の団体 ②連合団体 ③代表者 ④委託 ⑤印紙保険料 ⑥労働保険事務

〔問題〕 事務組合に委託をすることが可能な事業主は、事務組合としての認可を受けた事業主団体又はその連合団体の構成員に限られ、これらの団体又は連合団体の構成員以外の者は含まれない。

(×) 含まれる。

〔問題〕 厚生労働大臣の認可を受けて、労働保険事務組合になることができる主体は、事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）に限られている。(○)

〔問題〕 労働保険事務組合は、業種を問わず、常時 100 人以下の労働者を使用する事業主の委託を受けて、当該事業主が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。）を処理することができる。(×)

 [問題] 事業の規模

事業の種類	使用労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	常時【 ① 】人
卸売業・サービス業	常時【 ② 】人
その他	常時【 ③ 】人

①50 ②100 ③300

 [問題] 常時 300 人（【 ① 】若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については 50 人、【 ② 】又は【 ③ 】を主たる事業とする事業主については 100 人）以下の労働者を使用する事業主は、労働保険事務組合に労働保険事務を委託することができる。

①金融業 ②卸売業 ③サービス業

 [問題] 常時 300 人以下の労働者を使用する建設の事業の事業主は、事業の期間が予定される有期事業（一括有期事業を除く。）については、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することはできない。

(×) 委託することができる。

 [問題] 事業主は、事業の期間が予定される事業（有期事業）については、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することはできない。

(×) 有期事業も、労働保険事務の処理を委託することが可能

 [問題] 事務組合に委託された労働保険事務については、原則として、当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する行政庁を所轄行政庁としているが、この場合の行政庁に労働基準監督署は含まれない。

(×) 行政庁に労働基準監督署は含まれる。

則 63 条 労働保険事務組合の認可申請手続 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	—	★	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H9. 10. 12. 15. 16) ☆：選択式 (—)



【条文】

認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、労働保険事務組合認可申請書
をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

ポイント**則 63 条 労働保険事務組合の認可申請手続**

〔問題〕 認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、労働保険事務組合認可申請書
をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。
(○)

〔問題〕 労働保険事務組合認可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
(○)

- ①定款、規約等団体又はその連合団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類 (団体が法人であるときは、登記事項証明書を含む。)
- ②労働保険事務の処理の方法を明らかにする書類
- ③最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類

〔問題〕 労働保険事務組合は、記載された事項に変更 (上記①、②のみの変更) を生じた
場合には、その変更があった日の翌日から起算して【 ① 】日以内に、その旨を記載し
た届書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない
①14

〔問題〕 労働保険事務組合は、業務を廃止しようとするときは、【 ① 】日前までに、
その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。①60

〔問題〕 労働保険事務組合が、労働保険事務の処理に係る業務を廃止しようとするとき
は、60 日前までに、労働保険事務等処理委託解除届を当該労働保険事務組合の主たる事務
所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによって行わなければならない。

(×) 労働保険事務等処理委託解除届ではなく、労働保険事務組合業務廃止届

通達 労働保険事務組合の認可基準 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H9. 15. 16) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

通達 労働保険事務組合の認可基準

[問題]

(1) 団体等が法人であるか否かは問わないが、法人でない団体等にあつては、【 ① 】の定めがあることのほか、団体等の事業内容、構成員の範囲、その他団体等の組織、運営方法（総会、執行機関、財産の管理運営方法等）等が定款等において明確に定められ、

【 ② 】が明確であること。

①代表者 ②団体性

(2) 労働保険事務の委託を予定している事業主が「【 ③ 】以上」あること。

③30

(3) 定款等において、団体等の構成員又は間接構成員である事業主の【 ④ 】を受けて労働保険事務の処理を行うことができる旨定めていること。

④委託

(4) 団体等は団体等として本来の事業目的をもって活動し、その運営実績が「【 ⑤ 】年以上」あること。

⑤2

(5) 団体等は【 ⑥ 】を有し、法 35 条に規定する労働保険事務組合の【 ⑦ 】（労働保険料の納付等の責任）を負うことができるものであること。

⑥相当の財産 ⑦責任

(6) 労働保険事務を確実に行う【 ⑧ 】を有する者を配置し、労働保険事務を適切に処理できるような事務処理体制が確立されていること。

⑧能力

(7) 団体等の役員及び認可後の労働保険事務組合において予定されている事務を総括する者は、【 ⑨ 】があり、労働保険事務組合の行う業務に深い関心と理解を有する者であること。

⑨社会的信用

(8) 労働保険事務処理規約の作成にあたっては、労働保険事務の委託手続に関する事項等必要事項を定め、かつ、当該団体等の総会等の議決機関の【 ⑩ 】を経ること。

⑩承認

(9) 団体などの主たる事務所が所在する都道府県に隣接する都道府県に主たる事務所が所在する事業の事業主が全委託事業主の「【 ⑪ 】%以内」であること

⑪20

[問題] 労働保険事務組合に労働保険事務を委託することができる事業主は、原則として、労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に主たる事務所を持つ事業の事業主とする。(○)

[問題] 上記例外として、委託事業主の利便等を考慮して、当該都道府県に隣接する都道府県に主たる事務所が所在する事業の事業主が全委託事業主の 20%以内である場合には、労働保険事務組合の認可をして差し支えない。(○)

[問題] 厚生労働大臣の認可を受けて、労働保険事務組合となった団体は、労働保険事務を専業で行わなければならない。

(×) 専業という規定はない。

法 33 条 4 項 認可の取消し (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H12. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】



厚生労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、労災保険法若しくは雇用保険法若しくはこれらの法律に基づく厚生労働省令（「労働保険関係法令」）の規定に違反したとき、又はその行うべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、その認可を取り消すことができる。

ポイント

法 33 条 4 項 認可の取消し

[問題] 事務組合の認可の取消事由には、徴収法等の労働保険関係法令の規定に違反したときのほか、その行うべき労働保険事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認められる場合も含まれる。(○)

〔問題〕 労働保険事務組合が下記のいずれかに該当した場合、厚生労働大臣（都道府県労働局長に権限委任）は、その認可を取り消すことができる。（○）

1. 徴収法等の労働保険関係法令の規定に違反したとき
2. 労働保険事務の処理を怠ったとき
3. 労働保険事務の処理が著しく不当であると認めるとき

法 33 条 1 項 委託事業主の範囲 (★★)

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	★★

★：択一式（H8. 10. 12. 13. 15. 16. 18. 19） ☆：選択式（—）



【条文】

（略）

ポイント

法 33 条 1 項 委託事業主の範囲

〔問題〕 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主は、当該労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に主たる事務所をもつ事業の事業主に限られる。

（×）限られていない。

〔問題〕 労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に隣接する都道府県に主たる事務所をもつ事業の事業主が全委託事業主の 20%以内である場合、隣接する都道府県に主たる事務所をもつ事業の事業主も、当該労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる。（○）

〔問題〕 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主は、継続事業（一括有期事業を含む。）のみを行っている事業主に限られる。

（×）限られない。

〔問題〕 労働保険事務組合の認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、事業主の団体の場合は法人でなければならない。

（×）法人でなくとも、労働保険事務組合の認可を受けることができる。

[問題] 法人でない団体又は連合団体の場合には、代表者の定めがないものは、労働保険事務組合の認可を受けることができない。(○)

通達 委託事務の範囲 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	—	—	★★	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H10. 16. 17. 18. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

通達 委託事務の範囲

[問題] 事務組合は、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項を処理することができるが、この事項には印紙保険料に関する事項も含まれる。

(×) 印紙保険料に関する事項は、委託不可

[問題] 労働保険事務組合に委託できない労働保険事務は下記の通りである。(○)

1. 印紙保険料に関する事務
2. 労災保険の保険給付及び特別支給金に関する請求書等に係る事務
3. 雇用保険の給付に関する請求書等に係る事務
4. 雇用保険二事業に係る事務

[問題] 印紙保険料納付状況報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出する事務は、労働保険徴収法第33条第1項の規定により、事業主が労働保険事務組合に委託して処理させることができると定められている。

(×) 委託することはできない。

[問題] 労働保険事務組合は、事業主の委託を受けて、労働保険料（印紙保険料を除く。）の納付に関する事務を処理することができるが、雇用保険の被保険者の資格取得及び喪失の届出に関する事務を処理することはできない。

(×) 雇用保険の被保険者の資格取得及び喪失の届出に関する事務を処理することは可能

[問題] 労働保険徴収法第 33 条第 1 項の規定により、事業主が労働保険事務組合に委託して処理させることができると定められている労働保険事務

- ・雇用保険被保険者資格取得届を所轄公共職業安定所長に提出する事務 (○)
- ・印紙保険料納付状況報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出する事務 (×)
- ・雇用保険の適用事業所の設置の届書を所轄公共職業安定所長に提出する事務 (○)
- ・労災保険の任意加入申請書を所轄都道府県労働局長に提出する事務 (○)
- ・労災保険の中小事業主等の特別加入申請書を所轄都道府県労働局長に提出する事務 (○)

法 34 条 労働保険事務組合に対する通知等 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	★

★：択一式 (H9. 12. 13. 17. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。

ポイント

法 34 条 労働保険事務組合に対する通知等

[問題] 労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、労働保険事務組合の認可の取消しがあったときには、その旨を、当該労働保険事務組合に係る委託事業主に対し通知しなければならない。 (○)

[問題] 政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることはできない。

(×) 労働保険事務組合に対して通知することができる。

[問題] 労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。 (○)

法 35 条 労働保険事務組合の責任等 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★★	—	—	—	★

★：択一式 (H8. 10. 11. 13. 15. 16. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。
- ② 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

ポイント

法 35 条 労働保険事務組合の責任等

〔問題〕労働保険事務処理の委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に【 ① 】したときは、その【 ② 】で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の【 ③ 】に任ずるものとする。

①交付 ②金額の限度 ③納付の責め

〔問題〕委託事業主が労働保険料その他の徴収金の納付のため金銭を労働保険事務組合に交付したときは、当該委託事業主は当該徴収金を納付したものとみなされる。(○)

〔問題〕上記の場合、当該労働保険事務組合が交付を受けた当該徴収金について滞納があり滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合においても、当該委託事業主は、当該徴収金に係る残余の額を徴収されることはない。

(×) 徴収されることはある。

〔問題〕政府は、労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。(○)

〔問題〕 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。
(○)

〔問題〕 政府は、労働保険事務組合が納付すべき徴収金について、当該労働保険事務組合に対して徴収法の規定による処分をしてもなお徴収すべき【 ① 】がある場合に限り、その【 ① 】の額を当該事業主から徴収することができる。

①残余

〔問題〕 政府は、事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険料の納入の告知等を、その事務組合に対してすることができる。(○)

〔問題〕 政府が行った労働保険料の納入の告知等は、事務組合と委託事業主との間の委託契約の内容によっては、その告知等の効果が委託事業主に及ばないことがある。
(×) 委託契約の内容に関わらず、告知等の効果が委託事業主に及ぶ。

〔問題〕 委託事業主に対してする認定決定の通知が労働保険事務組合に対してなされた場合、その通知の効果については、当該労働保険事務組合と当該委託事業主との間の委託契約の内容によっては当該委託事業主に及ばないことがある。
(×) 委託事業主にも及ぶ。

〔問題〕 政府は、労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。(○)

〔問題〕 政府が行った労働保険事務組合に対する労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなされる。(○)

〔問題〕 労働保険事務組合は、概算保険料の納期限が到来しているにもかかわらず、委託事業主が概算保険料の納付のための金銭を労働保険事務組合に交付しない場合、当該概算保険料を立て替えて納付しなければならない。
(×) 「立て替えて納付」する義務はない。

〔問題〕 事業主が労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責任を負う。(○)

〔問題〕 公共職業安定所長が雇用保険法の規定による労働者が被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認をしたときの、委託事業主に対してする通知が、労働保険事務組合に対してなされたときは、当該通知は当該委託事業主に対してなされたものとみなされる。(○)

〔問題〕 労災保険の保険給付又は雇用保険の失業等給付を、委託事業主に使用されている者又は使用されていた者が、不正に受給した場合に、労働保険事務組合が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その労働保険事務組合に対し、保険給付を受けた者と連帯して徴収金を納付すべきことを命ずることができる。(○)

法 36 条 帳簿の備付け・保存義務 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H7. 12. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



労働保険事務組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならない。

ポイント

法 36 条 帳簿の備付け・保存義務

〔問題〕 労働保険事務組合は、労働保険事務等処理委託事業主名簿と労働保険料等徴収及び納付簿を事務所に備えておかなければならないが、雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿は備える必要はない。

(×) 必要がある。

〔問題〕 労働保険事務組合は、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した次の帳簿を事務所に備えておかなければならない。(○)

- ・労働保険事務等処理委託事業主名簿
- ・労働保険料等徴収及び納付簿
- ・雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

[問題] 労働保険事務等処理委託届は、労働保険事務組合が労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業又は労災保険の特別加入に係る一人親方等の団体のみ
の委託を受けて労働保険事務を処理する場合においては、当該事務組合の主たる事務所の
所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、当該事務所の所在地を管轄する都道府県
労働局長に提出しなければならない。

(×) 公共職業安定所長を経由ではなく、労働基準監督署長を経由

[問題] 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託の解除があったときは、遅滞なく、労働保険事務等処理委託解除届をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。(○)

整備法 23 条 報奨金制度 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H7.9) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

整備法 23 条 報奨金制度

[問題] 政府は、当分の間、政令で定めるところにより、事業主からの委託に基づき労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。(○)

[問題] 報奨金の要件として下記のいずれにも該当した場合に労働保険料に係る報奨金が交付される。

(1) 【 ① 】において、前年度の労働保険料（当該労働保険料に係る追徴金及び延滞金を含む、以下「前年度の労働保険料等」という）であって、常時【 ② 】人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額（追徴金又は延滞金を納付すべき場合にあっては、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金の額との合計額）の合計額の【 ③ 】以上の額が納付されていること。

(2)前年度の労働保険料等について、国税滞納処分の例による処分を受けたことがないこと。

(3)偽りその他不正の行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。

①7月10日 ②15 ③100分の95

[問題] 労働保険事務組合は、報奨金の交付を受けようとするときは、10月15日までに所定の事項を記載した申請書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。（○）

[問題] 労働保険料に係る報奨金の額は、下記により計算した額のいずれか低い額とする。（○）

(1)（事業主の委託を受けて納付した前年度の労働保険料の額） $\times 2/100$ + 厚生労働省令で定める額

(2)1,000万円

[問題] 労働保険事務組合は、労働保険料に係る報奨金の交付を受けようとするときは、労働保険事務組合報奨金交付申請書を9月15日までに、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

(×) 10月15日

不服申立て (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

不服申立て

〔問題〕 延滞金の徴収の決定処分について不服申立てを行う場合には、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対する異議申立てをすることができる。

(×) 厚生労働大臣に対して審査請求 (平成 28 年 法改正により異議申立ての規定は廃止)

〔問題〕 徴収法において不服申立てを行う場合には、行政不服審査法により、【 ① 】に対して審査請求をすることになる。

①厚生労働大臣

〔問題〕 事業主が所定の期限までに確定保険料申告書を提出せず、政府が確定保険料の額を決定したとき、当該決定処分について不服申立てを行う場合には、厚生労働大臣に対する異議申立てをしなければならない。

(×) 異議申立てではなく、審査請求

〔問題〕 労働保険徴収法第 15 条第 3 項の規定による概算保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。(○)

〔問題〕 労働保険徴収法第 19 条第 4 項の規定による確定保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して審査請求をすることができる。

(×) 厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

〔問題〕 厚生労働大臣に対する審査請求に不服があるときは、再審査請求をすることができる。

(×) 再審査請求の規定はない。

[問題] 労働保険徴収法第 25 条第 1 項の規定による印紙保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して審査請求をすることができる。

(×) 厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

[問題] 追徴金の徴収の決定処分の取消しに関する訴訟は、いかなる場合においても、当該決定処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(×) 厚生労働大臣の裁決を経ずに、訴訟を提起することができる。

[問題] 不服申立てを経なければ出訴できないとする不服申立前置の規定は、法改正により廃止された。(○)

法 41 条 時効 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★★	—	★	—	—	★★	—

★：択一式 (H13) ☆：選択式 (—)

【条文】



労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、**2 年**を経過したときは、時効によって消滅する。

ポイント

法 41 条 時効

[問題] 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し又はその還付を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。(○)

[問題] 時効で消滅している労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金について、納付義務者がその時効による利益を放棄して納付する意思を示したときは、政府はその徴収権を行使できる。

(×) 徴収権を行使できない。

[問題] 労働保険料徴収法の規定による時効に関しては、援用は要せず、また、その利益を放棄することができないとされている。(○)

[問題] 時効成立後、納付義務者がその時効による利益を放棄して徴収金を納付する意思を有しても、政府はその徴収権を行使できない。(○)

[問題] 政府が行う労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金の徴収の告知は、時効中断の効力を生ずるので、納入告知書に指定された納期限の翌日から、新たな時効が進行することとなる。(○)

[問題] 労働保険徴収法の規定により概算保険料の額を決定した場合に都道府県労働局歳入徴収官が行う通知には、時効中断の効力はない。

(×) 時効中断の効力がある。

法 42 条 報告等 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

【条文】



行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

ポイント

法 42 条 報告等

[問題] 行政庁は、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。(○)

法 43 条 立入検査 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H16) ☆：選択式 (—)

**【条文】**

立入検査)

行政庁は、必要があると認めるときは、当該職員に、事業主等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

ポイント**法 43 条 立入検査**

[問題] 行政庁は、徴収法の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立していた事業の事業主の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は徴収法及び同法施行規則の規定による帳簿書類のみならずその他必要と認められるいっさいの帳簿書類の検査をさせることができる。(○)

法 43 条の 2 資料の提供 (—)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

**【条文】**

行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

ポイント**法 43 条の 2 資料の提供**

[問題] 行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。(○)

則 72 条 書類の保存義務 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	★	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H11. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

事業主等は、徴収法又は徴収法施行規則による書類を、その完結の日から **3 年間** (雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿にあつては、**4 年間**) 保存しなければならない。

ポイント

則 72 条 書類の保存義務

[問題] 事業主若しくは事業主であった者又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は、労働保険徴収法又は労働保険徴収法施行規則による書類を、その完結の日から 1 年間保存しなければならない。

(×) 3 年間 (雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿にあつては、4 年間)

[問題] 日雇労働被保険者を使用した場合に事業主が備え付けておく印紙保険料の納付に関する帳簿の保存期間は 3 年である。(○)

[問題] 雇用保険の被保険者に支払う賃金からその者の負担すべき一般保険料の額に相当する額を控除する場合に、当該控除額を記載した帳簿で、事業主が備え付けておく一般保険料控除計算簿の保存期間は 3 年である。(○)

[問題] 労働保険事務組合が備え付けておく労働保険料等徴収及び納付簿の保存期間は 3 年である。(○)

[問題] 概算・確定保険料申告書の事業主控の保存期間は 4 年である。

(×) 3 年

[問題] 労働保険事務組合が備え付けておく雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿の保存期間は 4 年である。(○)

則 73 条 事業主の代理人 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H9. 19) ☆：選択式 (—)

**【条文】**

(略)

ポイント**則 73 条 事業主の代理人**

[問題] 事業主は、あらかじめ代理人を選任した場合には、事業主が行なわなければならない事項を、その代理人に行なわせることができる。(○)

[問題] 事業主は、代理人を選任し、又は解任したときは、代理人選任・解任届により、その旨を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に届け出なければならない。(○)

法 46 条 罰則 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	★	—	—	★	—	★

★：択一式 (H13. 15) ☆：選択式 (—)

**【条文】**

(略)

ポイント**法 46 条 罰則**

[問題] 事業主が日雇労働被保険者に対し日雇労働被保険者手帳の提出を求めないために、日雇労働被保険者がこれを提出せず、雇用保険印紙の貼付がなされなかった場合、当該事業主は追徴金を徴収されることはないが、罰則規定を適用されることがある。(○)

[問題] 日雇労働被保険者を使用している事業主が、印紙保険料納付状況報告書によって、毎月におけるその雇用保険印紙の受払状況を翌月末日までに所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告をしなかった場合には、当該事業主に罰則規定の適用がある。(○)

[問題] 事業主が、労働保険徴収法第 42 条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合には罰則規定が適用されるが、労働保険事務組合については、同様の場合であっても罰則規定は適用されない。

(×) 労働保険事務組合についても、同様に罰則規定が適用される。

[問題] 行政庁の命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合には、事業主、労働保険事務組合ともに、【 ① 】月以下の懲役又は【 ② 】万円以下の罰金となる。

①6 ②30

[問題] 労働保険事務組合が、労働保険徴収法で定めるところにより、その処理する労働保険料等徴収及び納付簿を備えておかない場合には、その違反行為をした当該労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者に罰則規定の適用がある。(○)

[問題] 事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合には、印紙保険料の納付に関する帳簿を備えて、毎月におけるその納付状況を記載し、かつ、翌月末日までにその納付状況を都道府県労働局歳入徴収官に報告することになっている。(○)

[問題] 上記の帳簿を備えておかず、帳簿に記載せず、又は報告をしなかった等の場合には、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処するものとされている。(○)
